

第3章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織・動員計画

第1 初動体制

第2 職員の動員

担当部	総務部，市民協働部
担当班	総務班，人事班，災害対策班

第1 初動体制

1 職員の動員配備体制区分の基準

職員配備の決定基準は，市内での災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分		基準	配備人員
連絡配備		大雨，洪水等のいずれかの注意報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるとき。	防災・危機管理課
注意体制		大雨，洪水，暴風等のいずれかの警報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるとき。	各部・各班があらかじめ定めた人員 (職員100名規模)
警戒本部体制		市内に局地的な被害が発生したとき又はその他の状況により主管副市長が必要と認めるとき。	各部・各班があらかじめ定めた人員 (職員200名規模) ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
災害対策本部体制	第1	大規模な災害の発生が予想されたとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	人員を大幅に増員し，災害応急対策が円滑に行える体制 (各課職員の1/2) ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
	第2	市内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	大規模な災害に対して，応急対策が円滑に行える体制 (全職員) ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者

※ 上記の動員配備体制を原則とするが，災害状況の推移に応じて，適宜職員配備数を増減して，効率的な対策にあたる。

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 連絡配備

防災・危機管理課長は，大雨，洪水等のいずれかの注意報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるときは，情報収集活動を実施し，動員に備える。

(2) 注意体制

市民協働部長は，災害が発生したときに迅速かつ適切に応急対策を実施するため，局地的な災害の発生するおそれのあるとき又は災害規模の予測が困難な場合におい

て必要と認めるときは、注意体制を配備する。

【主な活動内容】

- ・ 気象等の情報収集
- ・ 災害情報に関する広報
- ・ 必要により関係機関等への通報
- ・ 避難その他災害の拡大防止に必要な準備
- ・ 被害状況の把握・災害応急対策の実施
- ・ 必要に応じて警戒本部の設置に関すること。

(3) 警戒本部体制

主管副市長は、注意体制で対応できない災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らないとき、あるいは災害対策本部を設置するまでの間、警戒本部を設置する。この場合において、主管副市長は、警戒本部を設置した旨を市長に速やかに報告する。

【警戒本部の構成】

- ・ 警戒本部長は、主管副市長とする。
- ・ 警戒副本部長は、副市長とする。警戒副本部長は、警戒本部長が不在かつ連絡不能な場合、又は警戒本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ・ 警戒本部員は、各部長とする。
- ・ 警戒本部事務局は、防災・危機管理課において行う。

【主な活動内容】

- ・ 気象等の情報収集
- ・ 災害情報に関する広報
- ・ 災害危険箇所におけるパトロール等の警戒体制の強化
- ・ 被害状況の把握・県への報告
- ・ 関係機関等への通報
- ・ 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること
- ・ 必要により避難所開設などの災害応急対策の実施

(4) 災害対策本部体制

市長は、状況を判断し、災害対策本部の設置を決定する。

(5) 決定者

	決定者	代決者	
		1	2
連絡配備	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐	防災係長
注意体制	市民協働部長	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐
警戒本部体制	主管副市長	副市長	市民協働部長
災害対策本部体制	市長	主管副市長	副市長

※ 各体制設置決定時において、決定者が不在かつ連絡不能なとき、代決者が各体制

設置決定の職務について代行し、事後速やかに決定者に報告する。

(6) 避難所指定動員

市は、各市民センターの近隣に住む市職員を、あらかじめ避難所指定動員として指定する。

避難所指定動員は、大規模な災害の発生若しくは発生が予想されたとき又はその他の状況により市長が必要と認めるときは、地域の防災拠点である市民センターに参集し、災害初動期における避難所の運営等を行う。

なお、避難所指定動員は、一地区あたり3名程度とする。

(7) 現地災害対応班

災害時には、地域の特殊性を踏まえ、災害対策本部等と連携して、地域の被害の迅速な調査及び対応を図るため、必要と認めるときは現地災害対応班を設置する。

なお、当該地域に現地災害対策本部を設置したときは、現地災害対応班は、現地災害対策本部に吸収される。

また、現地災害対応班の運営の詳細については、別に定める。

第2 職員の動員

1 勤務時間中における動員の伝達

(1) 庁内の伝達

事務局（防災・危機管理課）は、庁内放送、庁内電話及びMCA無線機等により職員に対し、動員の伝達をする。

【庁内放送分（例：災害対策本部体制の場合）】
「市長の緊急命令を伝達します。（2回繰返す。）台風で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

(2) 使送による伝達

庁内放送等が使用できないとき、事務局（防災・危機管理課）は、使送により、各班長に動員の伝達をする。

2 勤務時間外における動員の伝達

(1) 携帯電話等による伝達

事務局（防災・危機管理課）は、携帯電話等を用いて災害対策本部員、各部連絡員に動員の伝達をする。

(2) ラジオ・テレビによる伝達

加入電話が使用不可能な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、茨城放送及び水戸コミュニティ放送に動員に関する放送を要請し、伝達する。

3 動員状況の報告

各部長は、次の内容を本部長に速やかに報告する。

【動員報告事項】

- ・ 部・班名
- ・ 動員連絡済人員数
- ・ 動員連絡不可能人員及び同地域
- ・ 登庁人員数
- ・ 登庁不可能のため、最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・ その他

4 義務登庁（災害対策本部体制）

職員は、勤務時間外において、大規模な災害が発生した場合は、直ちに登庁することを義務とする。

なお、職員も市民であることに鑑み、家族の安全を確認した上で登庁する。

5 自主参集

職員は、勤務時間外において、大規模な災害が発生するおそれがある場合、又はテレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から動員基準に該当すると判断した場合は、動員命令を待たずに、自主的に登庁する。

なお、勤務時間外に災害が発生し職員の動員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員が各種情報の収集伝達など初動活動に当たる。

6 非常時の措置

職員は、災害発生後、2次災害に留意しながら、直ちに登庁を目指し、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

また、迅速な被災状況の把握など危機管理体制の強化につなげるため、水戸市自転車活用推進計画との連携を図り、災害時の自転車による登庁も想定する。

被害状況により登庁が不可能となった場合は、次に基づき行動する。

- (1) 最寄りの市の施設に参集し、施設の長（責任者）に自己の所属課、職氏名及び勤務課所に参集できない理由を報告するとともに、施設の長（責任者）の指示に基づき災害対策に従事する。

また、施設動員として指定されている職員は、指定参集場所に参集する。

なお、施設の長（責任者）は、連絡が可能又は可能になった場合は、報告を受けた職員の氏名及び勤務状況等について、当該職員の所属長に速やかに連絡する。

- (2) 職員は、病気その他のやむ得ない状況により、参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属長又は最寄りの施設の長（責任者）を経由し連絡する。

- (3) 施設の長（責任者）は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置

第2 災害対策本部の組織・運営

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

市及び各防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき、災害発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行う。

また、市は、県及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 台風の上陸や各種警報が発令された状況で、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想されるとき。
- (2) 主要河川の増水により、避難判断水位に達したとき、又は達するおそれ（今後、水位上昇が見込まれる）のあるとき。

【国管理河川における避難判断水位】

那珂川（水府橋での水位）	5. 4 m
湊沼川（水府橋での水位）	5. 2 m
桜 川（水府橋での水位）	7. 8 m
藤井川（野口での水位）	4. 2 m

- (3) 災害救助法の適用を受けるような重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部の設置場所

本部は、原則として水戸市役所本庁舎に設置し、以下の点を主とする防災機能を整備し、災害応急活動の充実・強化を図る。

災害対策本部の設置が困難な場合には、市長が指定する代替施設に設置をする。代替施設は、消防局北消防署を第一候補とし、災害の状況に応じて市の公共施設の中から各種条件を総合的に判断したうえで指定する。

また、災害対策本部には本部連絡室を設置する。

- (1) 浸水対策
- (2) 施設の耐震性の確保
- (3) 液状化対策
- (4) 災害時のアクセス性の確保
- (5) 防災センターの整備（災害対策本部会議室，災害対策本部事務局室，通信室，記者会見室，備蓄倉庫，仮眠室，啓発スペース等）
- (6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保
- (7) 電力の２ルート化及び非常用自家発電機等による停電時の電源の確保
- (8) ヘリポートの設置
- (9) 飲料水用耐震性貯水槽，雨水槽，井戸，汚水貯留槽の設置
- (10) 支援物資の受入や配布，来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保
- (11) 備蓄物資，燃料及び飲料水等の確保

3 災害対策本部設置の決定

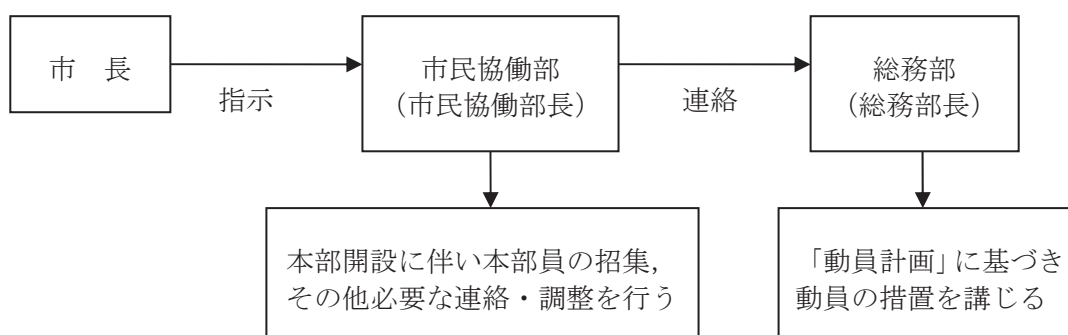
市長は，災対法第23条の２第１項に基づき，水戸市災害対策本部を設置する。ただし，市長が不在かつ連絡不能の場合は，主管副市長が代行する。

また，主管副市長が不在かつ連絡不能の場合は，副市長が代行する。

代決者が災害対策本部を設置した場合は，事後速やかに市長の承認を得る。

4 本部の設置

(1) 本部設置に関する指示



- (2) 市民協働部長は，災害対策本部が設置されたときは，直ちに県，防災関係機関に報告するとともに，災害対策本部の設置時期等を報道機関に発表する。

5 廃止基準等

- (1) 災害対策本部長（市長）は，本市の区域内において災害が発生するおそれがないと認められるとき，又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認められるとき，及び市長が必要ないと認めるときは，災害対策本部を解散する。
- (2) 災害対策本部長（市長）は，災害対策本部を廃止したときは，県をはじめとする

防災関係機関にその旨を通知する。

第2 災害対策本部の組織・運営

1 組織

(1) 本部長

本部長は、市長とする。（以下「本部長（市長）」という。）

(2) 副本部長

副本部長は、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び消防局長とする。

(3) 本部員

災害対策本部の構成員は、原則として各部長及び関係所属長とする。ただし、必要に応じて本部長（市長）が指名することができる。

(4) 本部連絡員

災害対策本部に原則として、各部筆頭課長をもって充てる本部連絡員を配置する。

(5) 事務局

災害対策本部の事務局は、市民協働部が中心となり、各部各課の応援を受け、運営する。

災害対策本部事務局の各班は、初動段階での迅速な体制の確立と総合的な調整を目的に編成するものであり、各部各班の事務分掌と重複するものについては、災害対策本部と各部各班が連携を図り、対応する。

<事務局組織>

事務局 長：市民協働部長

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課長	政策審議室長	政策企画課 1人 防災・危機管理課 2人 生活安全課 1人	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
情報集約班	市民相談室長	財政課長補佐	市民相談室 2人 財政課 3人 市民生活課 1人 生活安全課 3人 福祉部 1人 産業経済部 1人 建設部 1人	1 防災関係機関からの気象情報、ライフラインの被害状況その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 各部が収集した災害情報で主として次に掲げるものの収集に関すること。

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
			教育委員会 1人 消防局 1人 水道部 1人 下水道部 1人	(1) 道路関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助, 医療, 防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 3 災害情報の各部等への伝達に関すること。 4 M C A無線機の運用に関すること。 5 災害情報の整理記録に関すること。 6 災害関係資料の作成に関すること。 7 市民からの相談に関すること。 8 避難所情報に関すること。
対策班	防災・危機管理課長補佐	防災係長	政策企画課 1人 防災・危機管理課 2人	1 国(現地対策本部を含む。)及び防災関係機関との調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に関すること。 3 避難に係る連絡調整に関すること。 4 避難所等に対する備蓄物資及び救助資機材等の分配に関すること。 5 その他事務局長から特に指示されたこと。
原子力対策班	広域行政室長	原子力安全対策係長	防災・危機管理課 2人 (市原子力施設安全調査員を含む。)	1 放射線防護対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2 国, 県, 原子力事業所等との連絡調整に関すること。 3 環境放射線の情報収集に関すること。

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
				4 その他事務局長から特に指示されたこと。
広報班	みとの魅力 発信課長	みとの魅力 発信課長補佐	みとの魅力発信課 6人 防災・危機管理課 1人	1 災害に係る広報に関すること。 (テレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、メールマガジン、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等の活用) 2 災害時における広報に係る県及び他の自治体との連絡調整に関すること。 3 報道機関への対応に関すること。 4 災害状況の記録に関すること。
燃料 調達班	財産活用課長 補佐	契約検査課長 補佐	財産活用課 2人 契約検査課 1人 消防局 1人	1 燃料の確保に関すること。 2 燃料調達に係る情報収集に関すること。 3 災害応急対策車両等への燃料の調達に関すること。
物資 調整班	生活安全課長 補佐	行政経営課 経営係長	行政経営課 1人 防災・危機管理課 1人 生活安全課 1人 商工課 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。
要配慮 者支援 班	福祉総務課長 補佐	市民生活課 市民活動・ 消費生活係長	防災・危機管理課 1人 福祉総務課 1人 生活福祉課 5人 障害福祉課 2人 高齢福祉課 2人 子ども課 2人 介護保険課 2人 保健医療部 4人 消防局 1人	1 避難行動要支援者等をはじめとする要配慮者の支援に関すること。 2 福祉避難所の開設等の総合調整に関すること。
応援班	※臨時に指名	※臨時に指名	※臨時に指名す	1 緊急を要する本部事務局各班

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
	する。	する。	る。	の応援に関すること。 2 特命事項に関すること。

2 運営

- (1) 本部長（市長）は、災害の種類、規模及び状況等に応じて、災害対策の基本方針を決定するため必要と認めるときは、水戸市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

また、本部長（市長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- (2) 副本部長は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

また、副本部長は、本部長（市長）が不在かつ連絡不能な場合、又は本部長（市長）が欠けたときは、あらかじめ本部長（市長）が定めた順によりその職務を代理する。

- (3) 本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、本部長（市長）の命を受け、災害の態様等に応じた必要な措置を講じる。

- (4) 本部会議の出席者は、本部長、副本部長、本部員とし、次に掲げる事項を協議する。

ア 本部の動員、活動体制に関すること。

イ 災害応急対策の総合調整に関すること。

ウ 避難指示の発令及び解除に関すること。

エ 警戒区域の設定に関すること。

オ 現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。

カ 自衛隊、茨城県、他市町村、公共機関等への要請に関すること。

キ 災害広報に関すること。

ク 災害対策本部の廃止に関すること。

ケ 災害救助法の実施に関すること。

コ 激甚災害の指定に関すること。

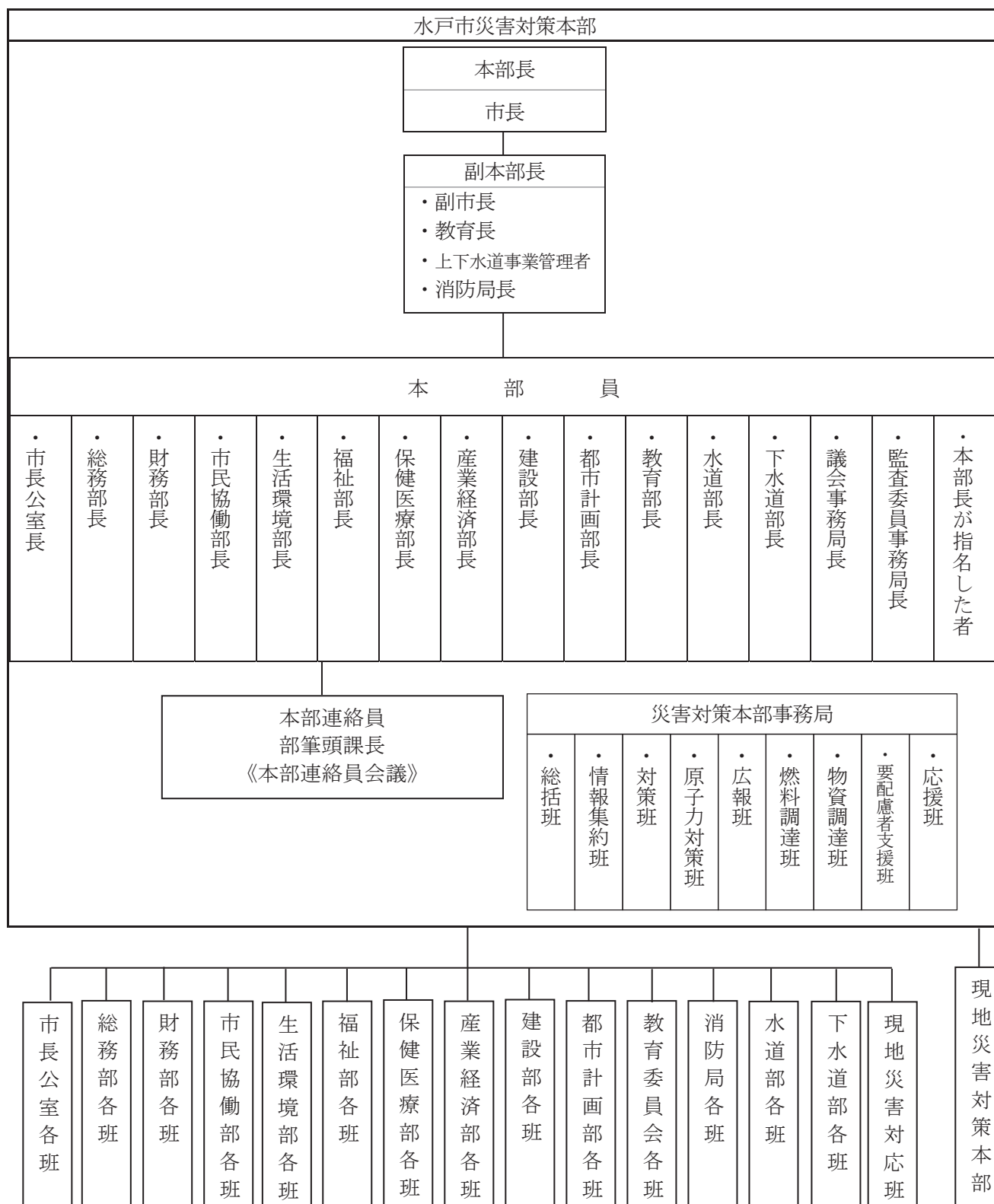
サ その他重要な事項に関すること。

- (5) 市民協働部長は、災害の種類、規模、状況等に応じて「本部連絡員会議」を開催し、本部会議に諮る事項等を協議する。

なお、本部連絡員会議の事務局は防災・危機管理課が行う。

- (6) 本部連絡員は、災害対策本部に常駐し、本部長（市長）の指令・指示その他連絡事項を所属の部に指示するとともに、各部の情報等を取りまとめ、本部長（市長）及び本部会議に報告する。

水戸市災害対策本部組織図



第3節 気象情報等計画

- 第1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準
- 第2 気象情報の種類と役割
- 第3 特別警報・警報・注意報の伝達
- 第4 河川の洪水予報
- 第5 水位情報周知河川の水位情報等
- 第6 火災気象通報
- 第7 異常現象発見者の通報義務等

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

市及び各防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき、災害発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行う。

また、市は、県及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に発表している特別警報、警報、及び注意報（以下「特別警報等」という。）の種類とその基準は次のとおりである。

この特別警報等は、気象現象の危険度、雨量等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。特別警報は、大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表されるもので、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

特別警報の種類と発表基準

（気象庁）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表に当たっては、降雨量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

本市における警報・注意報の種類と発表基準

(水戸地方気象台)

区分	現象の種類	基準	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 14
		土砂災害	土壌雨量指数基準 130
	洪水	流域雨量指数基準	澗沼川流域=26.4, 桜川流域=17.7 境川流域=7.2, 田野川流域=7.1 藤井川流域=19.8, 石川川流域=5.6 澗沼前川流域=13.1 沢渡川流域=9.6, 西田川流域=7.4
		複合基準	那珂川流域= (5, 39.6) , 澗沼川流域= (5, 24) , 西田川流域= (5, 6.6)
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[野口・水府橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意 報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	流域雨量指数基準	澗沼川流域=21.1, 桜川流域=8.9 境川流域=5.7, 田野川流域=5 藤井川流域=11.2, 石川川流域=4.4 澗沼前川流域=10.4 沢渡川流域=7.6, 西田川流域=5.9
		複合基準※	那珂川流域= (5, 35.6) 澗沼川流域= (5, 21.1) 桜川流域= (5, 8.9) 境川流域= (5, 5.7) 田野川流域= (5, 5) 藤井川流域= (5, 9) 石川川流域= (5, 2.8) 澗沼前川流域= (5, 9.1) 沢渡川流域= (5, 7.6) 西田川流域= (5, 5.9)
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[野口・水府橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60% (水戸地方気象台の値)	
	なだれ	—	
	低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温－7℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※ (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

< 参考 >

表面雨量指数 : 降雨による浸水の危険性を示す指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮し、数値化したもの

土壌雨量指数 : 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

流域雨量指数 : 降雨による洪水発生の危険性を示す指標で、降った雨が河川にどれだけ流れ出るかを地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮し、数値化したもの

第2 気象情報の種類と役割

1 台風情報

台風情報は、台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、中心付近の最大風速（10分平均）、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域の実況と進路予報をその内容としている。台風が日本に近づいた時には、台風の位置情報は1時間ごと（毎正時の50分後）、24時間後までの進路予報は3時間ごと（3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, 24時の50分後）に発表している。

3日（72時間）先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して、4日（96時間）及び5日（120時間）先の進路の予報を6時間ごと（3, 9, 15, 21時の90分後）に発表している。ただし、予想進路及び過去の統計から4日先又は5日先に台風ではなくなっている可能性が高い場合は、4日先又は5日先の予報を省略することがある。

2 大雨情報（大雨等に関する気象情報）

大雨情報は、大雨に関する警報等を補う形で、現在観測している大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を具体的に記述又は図示化した気象情報である。

なお、大雨による災害の発生が、あらかじめ数日前に予想される時には、予告的な気象情報を発表する。

3 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が発表する。茨城県の場合は、1時間雨量として100mm以上を基準としている。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害のおそれがある場合、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、気象庁が発表する。

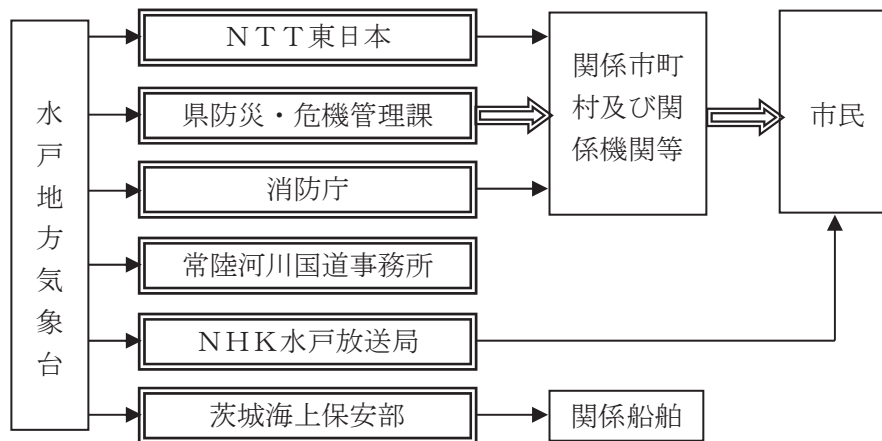
6 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が、5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。

第3 特別警報・警報・注意報の伝達

1 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。



※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 県及び市の関係

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防局に通知する。

市は、気象等の特別警報・警報が発表されるなど、災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、防災行政無線、広報車、市ホームページ、市メールマガジン、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、防災ラジオ、yahoo!防災アプリ等の情報伝達媒体を活用し、市民に情報を提供する。

3 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT東日本に通報された特別警報及び警報は、NTT東日本の通信システムにより関係の各市町村に伝達される。この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

【参考】特別警報・警報の種類

特別警報	警報の種類
・ 暴風特別警報 ・ 暴風雪特別警報 ・ 大雨特別警報 ・ 大雪特別警報 ・ 波浪特別警報 ・ 高潮特別警報	・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雨警報 ・ 大雪警報 ・ 波浪警報 ・ 洪水警報 ・ 高潮警報

4 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準ずる。

放送局名	コール・サイン	周波数	送信出力
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300K W
NHK東京デジタル テレビジョン放送（総合）	J O A K - T V	東京27C H（U H F）	10K W
NHK水戸FM放送	J O E P - F M	83.2M H z	1 K W
NHK水戸デジタル テレビジョン放送（総合）	J O E P - D T V	水戸20C H（U H F）	300W
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197K H z	5 K W

第4 河川の洪水予報

水戸地方気象台は、宇都宮地方気象台、常陸河川国道事務所と共同で那珂川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。

洪水予報は、常陸河川国道事務所から県河川課に通報され、水戸土木事務所を経由して市に伝達される。

また、水戸地方気象台から関係防災機関・報道機関に通報される。

なお、市への伝達は、常陸河川国道事務所からも行われる。

第5 水位情報周知河川の水位情報等

常陸河川国道事務所は、管理する水位情報周知河川（涸沼川、桜川、藤井川）について、河川の水位が氾濫危険水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県河川課及び市に伝達する。

第6 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

1 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される時。 最大風速12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2 通報の対象地域

茨城県全域を対象とし、市町村ごとに発表される。

3 通報文の構成

- (1) 標題
- (2) 発表官署名及び発表・解除，日，時，分
- (3) 本文は主文及び予想値（風向・風速・実行湿度・最小湿度）

4 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は，直ちに通報する。

第7 異常現象発見者の通報義務等

- 1 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

- 2 市民から通報を受けた警察官は，その旨を速やかに市長に，また，市長は水戸地方気象台，県，その他の関係機関に通報しなければならない。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

第1 被害情報・措置情報の収集・伝達

第2 防災関係機関の伝達活動

第3 情報収集

第4 被害種類別の伝達方法

担当部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部，下水道部
担当班	交通政策班，被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班，
関係資料	火災・災害等即報要領（抜粋），被害の分類認定基準等

第1 被害情報・措置情報の収集・伝達

災害が発生したとき，各部は，被害状況及び応急措置実施上必要な事項について直ちに情報を収集し，災害対策本部に報告する。

1 被害情報・措置情報の種類（死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道被害，公共施設被害等）

(1) 被害情報

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 主な応急措置（実施・実施予定）
- イ 応急措置実施上の措置
- ウ 応援の必要性の有無
- エ 災害救助法適用の必要性

2 県災害対策本部等への伝達

被害情報，措置情報の収集伝達は，原則として災害情報共有システムを活用し，「茨城県被害情報等報告要領」により行う。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告する。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努める。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用いて，災害応急対策完了後10日以内に行う。

報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

(1) 災害概況即報

- (2) 人的被害状況
- (3) 災害対策本部設置状況
- (4) 事務所状況報告
- (5) 避難所状況報告
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急），警戒区域設定状況
- (7) 道路規制情報
- (8) 列車運行状況
- (9) 被害状況報告

【報告先：茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課】

防災電話 8－100－2885 NTT電話 029－301－2885
防災FAX 8－100－2898 NTTFAX 029－301－2898

あわせて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事象が発生した場合には，消防庁に対しても，原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲でその第一報を報告する。

ア 市災害対策本部が設置されたとき

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても，以降拡大発展するおそれがあるとき

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められたとき

【報告先：消防庁 応急対策室】

電話 03－5253－7527
FAX 03－5253－7537

県に報告することができない場合には，国（消防庁）に対して直接報告するものとし，報告後速やかにその内容について連絡する。

災害規模が大きく，市の情報収集能力が著しく低下した場合は，その旨を県その他の防災関係機関に伝達し，被害情報の収集に対して応援を要請する。

地域住民等から119番通報が殺到している状況下にあっては，直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

第2 防災関係機関の伝達活動

指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等は，所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに，必要と認める関係機関及び市に伝達するように努める。

第3 情報収集

市は、災害が発生した場合、直ちに、M C A無線機、衛星携帯電話等を活用し、各地区の被害状況を把握するとともに、甚大な被害が発生している箇所については、ドローン等を活用し、迅速かつ効果的な情報収集に努める。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等による市民からの通報にも注視し、迅速な対応に努める。

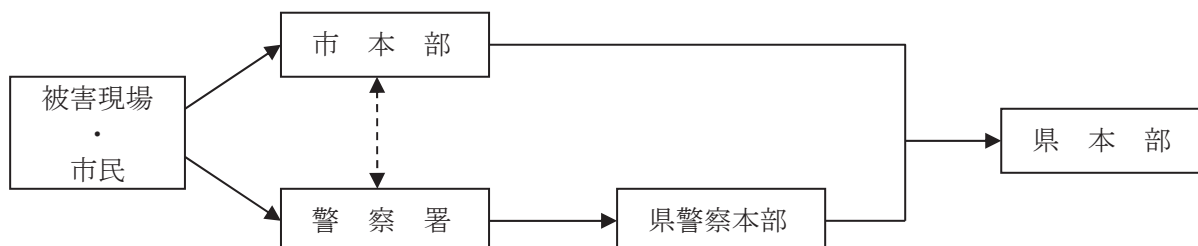
なお、所轄に係る被害状況の収集及び報告担当班は次のとおりとし、「被害状況等報告」のとりまとめは、災害対策本部事務局（情報集約班）が行う。

調 査 項 目	担 当 班
人的被害	消防救助班
住家被害	被害調査班，消防救助班
公共建物被害	※各部がとりまとめ，災害対策本部に報告する。
文教施設被害	
農林・畜産及び農林業施設被害	農政班
公共土木施設被害	建設計画班，道路管理班，土木補修班
水道被害	水道総務班
下水道被害	下水道班
商工関係被害	商工観光班
医療施設関係被害	医療救護班
福祉施設被害	福祉総務班
火災被害	火災予防班
市営住宅被害	住宅政策班

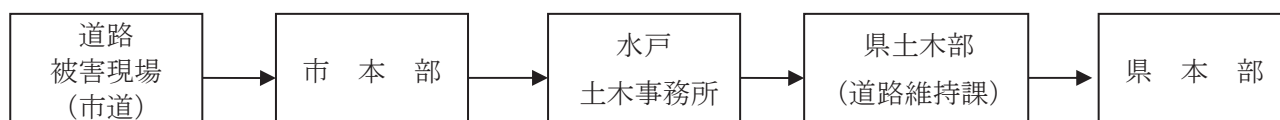
第4 被害種類別の伝達方法

発生する被害の種類によって市は、県災害対策本部に報告するとともに、県の関係機関等に次の要領で情報の伝達を実施する。

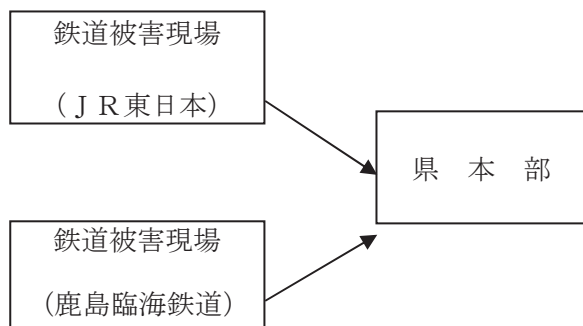
1 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



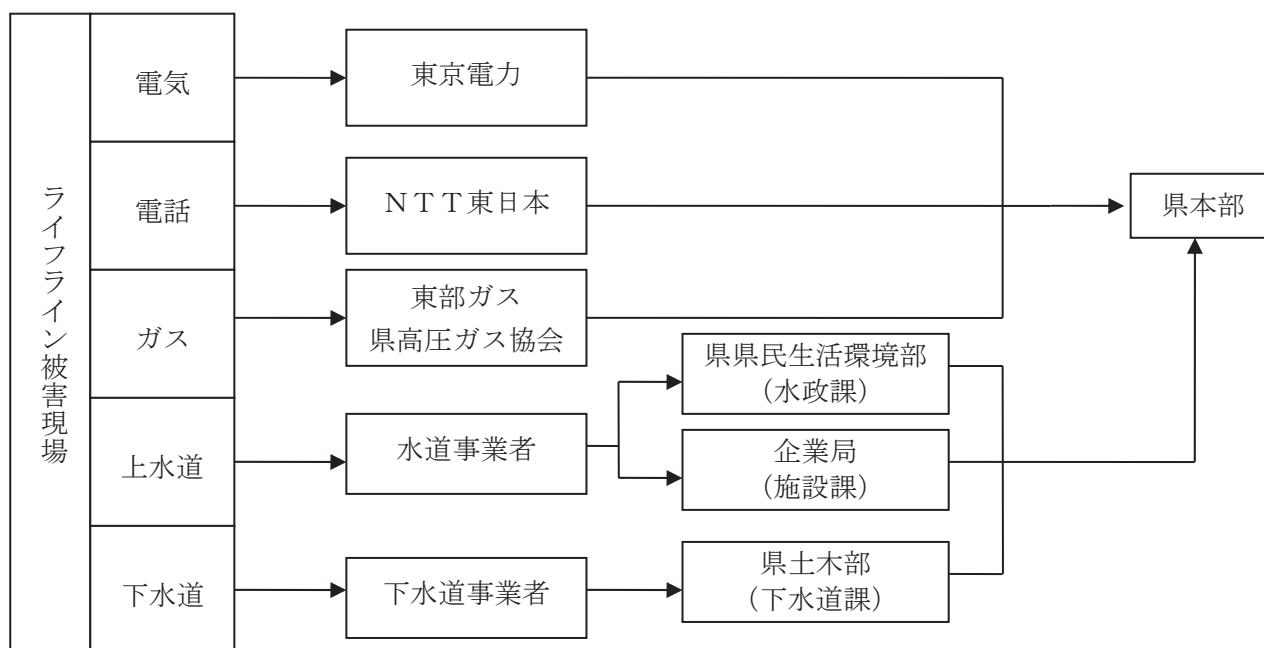
2 情報収集・伝達系統 2（道路被害）



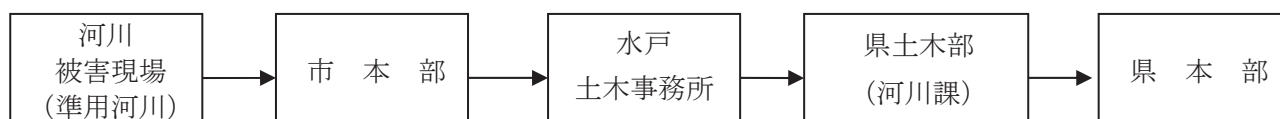
3 情報収集・伝達系統 3（鉄道被害）



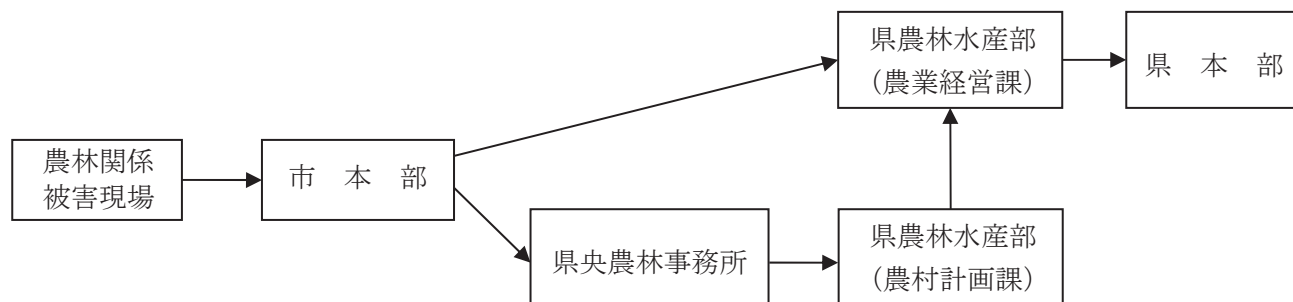
4 情報収集・伝達系統 4（ライフライン被害）



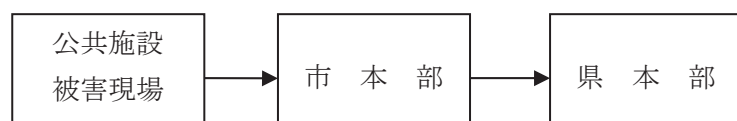
5 情報収集・伝達系統 5（河川）



6 情報収集・伝達系統 6（農作物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地）



7 情報収集・伝達系統 7（その他公共施設）



第5節 通信計画

- 第1 専用通信設備の運用
- 第2 代替通信機能の確保
- 第3 警察通信の確保
- 第4 公衆電気通信設備が利用できない場合
- 第5 アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

市は，災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため，県及び防災関係機関等と相互に協力する。

なお，災害時における各防災関係機関の通信は，通常使用している通信手段によるほか，災害時優先通信等の利用，他機関の有線・無線通信設備の使用，非常通信，防災相互通信無線電話，放送，使送，自衛隊等の通信支援により行う。

第1 専用通信設備の運用

市は，災害後直ちに保有する無線・有線通信設備の機能確認を行い，支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め，すべての情報機器が使用不能となった場合には，他機関に依頼してその旨を県に連絡し，代替通信手段の確保を依頼する。

また，市が保有する設備の機能が確保された場合は，他機関の行う情報連絡を積極的支援する。

第2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり，対策に支障が生じる場合は，次のような代替手段を用いる。

1 災害時優先電話の指定

既設の電話番号を「災害時優先電話」として，N T T東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておく。（事前対策）

2 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が繋がりにくい場合は，比較的繋がりのやすい「災害時優先電話」を利用する。

災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり，着信については，一般電話と同じであるので，緊急時には発信用として使用することが望ましいが，相手等の通信設備の被害状況によっては，利用が困難となる場合があることに留意する。

3 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申込む。

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。（※受付時間 8時～19時まで）

- (1) 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- (2) 発信電話番号と機関名称等
- (3) 電報の宛先住所と機関名称等
- (4) 通信文と発信人名

4 衛星携帯電話の利用

電話が繋がりにくい又は繋がらない場合には、他の自治体、協定事業所及び市の拠点施設等と衛星携帯電話を用いて連携する。

5 災害用伝言ダイヤル，伝言板，音声お届けサービスの利用

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否確認を可能とする災害用伝言ダイヤル「171」，伝言板，音声お届けサービスを利用する。

6 インターネット（ホームページ，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の利用

被害の状況に応じては、職員間の情報伝達手段としても、インターネット（ホームページ，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）を利用する。

第3 警察通信の確保

1 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話及び極超短波，超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これが復旧するまでの間、応急用無線局，携帯用無線局及び有線電話の応急仮設等をもって通信の確保を図る。

2 通信施設の復旧

通信の復旧に当たっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

(1) 有線電話の復旧順位

ア 専用回線

- (ア) 県警察本部～関東管区警察局線
- (イ) 県警察本部～各警察署線
- (ウ) 警察署～交番，駐在所線
- (エ) 加入電話
- (オ) 官公舎電話

イ 構内施設

- (7) 県警察本部施設
- (イ) 警察署施設
- (ウ) 県警察学校，その他の施設
- (2) 無線施設の復旧順位
 - ア 極超短波通信施設
 - イ 県警察本部超短波施設
 - ウ 警察署超短波施設

第4 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 非常通信の実施

市及び防災関係機関は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，有線通信が利用できないか，又は利用することが著しく困難であるときに，災害応急対策のため必要と認めるときは，電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお，非常通信は，無線免許人が自ら発受するほか，防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合は，あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼する。

また，無線局の免許人は，防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は，非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報の内容は，次に掲げるもの，又はこれに準ずるもの。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象，地震等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての実態の把握，復旧，交通制限その他秩序又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク 遭難者救護に関するもの
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転，鉄道輸送に関するもの
- コ 鉄道，道路，電力設備，通信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬，要員の確保，その他緊急措置に関するもの
- サ 中央防災会議，同事務局，非常災害対策本部，茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部，水戸市防災会議及び水戸市災害対策本部相互間に発受する災害救援そ

の他緊急措置に要する労務，施設，設備，物資及び資金の調達，配分，輸送等に関するもの

シ 災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき，県知事から医療，土木，建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁，会社等のすべての無線局は，非常通信を行う場合には，許可業務以外の通信を取扱うことができる。ただし，無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので，市は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(3) 非常通信を依頼する場合の手続

非常通信を依頼する場合は，通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて，無線局に依頼する。

ア あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号を記載する。

イ 本文はできる限り簡潔に記載し，字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

ウ 本文中の濁点，半濁点は字数に数えない。

したがって，次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は，その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣，毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し，末尾に発信人の住所，氏名（職名）及び電話番号を記入する。

2 他機関の通信設備の利用

市長は，予警報の伝達等の際して緊急通信のため特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第56条57条）

また，市長は，災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電機通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第79条）

(1) 使用又は利用できる通信設備

ア 警察通信設備

イ 消防通信設備

ウ 水防通信設備

エ 航空通信設備

オ 海上保安通信設備

カ 気象通信設備

- キ 鉄道通信設備
- ク 電力通信設備
- ケ 自衛隊通信設備

(2) 事前協議の必要

- ア 市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策）
- イ 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

3 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備及び無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、知事を通じてNHK水戸放送局、茨城放送及び水戸コミュニティ放送に要請する。

4 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合は、市及び防災機関は使送により通信を確保する。

5 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県知事に対して、自衛隊の災害派遣通信支援の要請を行う。

第5 アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生時のアマチュア無線ボランティアの活動を支援するため、平常時から訓練等を通して密に連携する。

また、市は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」を迅速に開設する。

1 アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

県及び市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県、市及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

2 アマチュア無線ボランティアの活動内容

- (1) 非常通信
- (2) その他の情報収集活動

第6節 広報・広聴計画

第1 広報活動

第2 広聴活動

担当部	市長公室，市民協働部
担当班	広報班，災害対策班

第1 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し，被災地の住民等の適切な判断を助けるため，防災関係機関は相互に協力し，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動を実施する。

市は，避難指示等の発令時には，今後の雨量・水位の予測，上流部での河川の状況等を考慮した上で，対象地区など，具体的な情報を示すなど，避難に関する情報を伝達し，市民が円滑に避難できるよう配慮する。

また，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等により行う。

1 広報内容

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象・河川水位に関する情報
- (3) 地震・津波に関する情報
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 道路の被害状況及び公共交通の運行状況
- (6) 地域住民のとりべき措置
- (7) 避難指示等が発令されている地域及び内容
- (8) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止，ガス漏れの警戒，放火警戒等）
- (9) 流言飛語の防止の呼びかけ
- (10) 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- (11) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (12) 公的な避難所，医療救護所の開設状況
- (13) ライフラインの被害状況，復旧状況
- (14) 救援物資，食料，水の配布等の状況
- (15) し尿処理，衛生に関する情報
- (16) 被災者への相談サービスの開設状況
- (17) 死体の安置場所，死亡手続き等の情報
- (18) 臨時休校等の情報
- (19) ボランティア組織からの連絡
- (20) 鉄道，バスの被害状況，運行状況

(21) 防災関係機関が実施している対策の状況

(22) その他の必要事項

2 広報手段

(1) 市及び自主防災組織が保有する広報手段

ア 防災行政無線

重要かつ緊急な災害情報を、防災行政無線を運用して、市民や被災者に広報する。

避難指示、緊急安全確保を発令する場合には、防災行政無線から、サイレン音を吹鳴するなど、緊急性を伝える。

イ 広報車による呼びかけ

通行の可否などの道路状況に応じて、必要な地域への放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ、広報を実施する。

ウ ハンドマイク等による呼びかけ

エ チラシ等の配布

必要に応じてチラシ等を作成し、現地において配布等を行う。

オ インターネット（ホームページ、LINE、Twitter、Facebook、yahoo!防災アプリ等）

災害に関する情報を、随時インターネット（ホームページ、LINE、Twitter、Facebook、yahoo!防災アプリ等）により広報する。

カ 立看板、掲示板の設置

キ 住民組織等による広報

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の各地区会等を通じ、災害情報を広報する。

ク 水戸市メールマガジン登録者への災害情報の発信

ケ M C A無線機による災害情報の発信

コ 緊急速報メールによる災害情報の発信

サ 防災ラジオ

市は、緊急情報を発信する際には、自動で起動する防災ラジオ（水戸市自動起動型防災ラジオ）を活用し、屋内の方にも確実に情報を伝達する。

シ その他

(2) 報道機関への依頼

市は、協定に基づき、茨城放送及び水戸コミュニティ放送に災害情報等の広報依頼をするとともに、他の報道機関、放送事業者にも依頼する。その際、聴覚障害者等に配慮し、テレビ放送については字幕をつけるようあわせて依頼する。

なお、情報提供手段は、電話、F A X、メール等を有効に活用する。

(3) 自衛隊等への広報依頼

市は、必要な広報を行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県に要請し、ヘリコプター等による広報活動を依頼する。

(4) 災害情報共有システム（Ｌアラート）

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システム（Ｌアラート）に迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、県へ依頼する。

3 報道機関への対応

(1) 報道機関への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報については、速やかに実施する。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報班長（以下「広報班長」とする。）が実施する。

なお、必要に応じ、各部において発表する場合は、あらかじめ広報班長と発表事項及び発表場所等について調整し、発表後速やかにその内容を報告する。

ウ 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として広報班長と協議のうえ実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を報告する。

エ 広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第2 広聴活動

市は、被災者の生活相談や要望苦情等を聴取し、市及び関係機関が実施する災害復旧活動に市民の要望を反映する。

また、市は、被災者の安否情報について照会があったとき、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底したうえで、可能な限り速やかに回答するよう努める。

1 地区相談窓口の開設

被災者の要望等を速やかに把握するため、市民センター等に地区相談窓口を開設し、

きめ細かな広聴活動を展開する。

2 地区相談窓口における広聴活動

地区相談窓口における公聴活動は，災害対策本部事務局情報集約班と連携し，総合的に市民の被災及び復旧に係る相談，要望等を聴取する。

3 要望等の処理

聴取した要望等について，市災害対策本部及び関係機関に連絡し，復旧計画に市民の意向を反映させる。

第7節 水防計画

- 第1 総則
- 第2 水防体制
- 第3 監視、警戒及び重要水防区域
- 第4 水防警報
- 第5 洪水予報
- 第6 観測通報
- 第7 通信連絡
- 第8 用水ぜき、樋管等の管理及び操作
- 第9 協力応援
- 第10 器具、資材、設備の整備
- 第11 水防活動時の安全対策
- 第12 決壊時の処置
- 第13 公用負担等
- 第14 避難計画
- 第15 水防解除
- 第16 水防報告
- 第17 水防訓練

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	河川状況、洪水ハザードマップ

水防計画は、水防法及び茨城県水防計画に基づき作成したもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめたものである。

第1 総則

1 目的

水防法第32条の規定及び茨城県水防計画に基づき、市の管内河川の洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防管理団体としての責任（水防法第3条）

水防法第4条の規定に基づき茨城県知事から水防管理団体として指定（平成18年茨城県告示第412号）された市は、水防計画を定め、それに基づき管轄区域内の水災の被害を防ぎよするため、諸般の準備、対策を検討して水防の責任を十分に果たさなければならない。

3 居住者等の義務（水防法第24条）

水防管理者（市長）又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

また、要請を受けた者は、進んで協力援助をしなければならない。

第2 水防体制

1 活動基準

市内において、水戸気象台から水防に関する警報等の発表があったとき、水防法第16条（水防警報）の通知があったとき又は氾濫注意水位に達したとき等で水防活動の必要があると認めたとき、水防活動を実施する。

2 初動体制

本章第1節組織・動員計画第1初動体制のとおりとする。

3 職員の動員

本章第1節組織・動員計画第2職員の動員のとおりとする。

4 災害対策本部の設置

本章第2節災害対策本部第1災害対策本部の設置のとおりとする。

5 災害対策本部の組織・運営

本章第2節災害対策本部第2災害対策本部の組織・運営のとおりとする。

6 消防活動計画

(1) 特別配備体制の確立

消防局長は、風水害等の災害の発生が予想され、又は発生した場合、特別配備体制を発令し、常備の部隊の増強を図る。

項 目	活 動 体 制
特別配備体制	大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害により火災又は救助、救急等の事象が発生した場合は、風水害特別配備体制を発令し、別に定める計画に基づき直ちに活動を開始する。
非常参集	水戸市消防職員服務規程第44条の各号に該当する事象が発生した場合は、全職員は、別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

(2) 消防局災害対策本部の設置

消防局長は、応急活動体制を維持するために、特別配備体制発令と同時に消防局に消防局災害対策本部を設置する。

ア 構成員

水戸市消防職員服務規程（昭和42年消防本部訓令甲第3号）第52条第2項第1号アに規定する第1幹部会議構成者とする。

イ 事務分掌

消防災害対策本部の事務分掌は、「水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

7 消防団活動計画

風水害等の災害が発生し、又は発生が予想される場合、水戸市消防団の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第32号）及び水戸市消防団規則（平成2年水戸市規則第36号）に基づき、消防団は消防局と綿密な連携を保持し、災害防止活動を実施する。

第3 監視、警戒及び重要水防区域

1 監視警戒

(1) 常時監視（水防法第9条）

水防管理者（市長）、水防団長又は消防局長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者（市長）、水防団長又は消防局長は、出動準備体制に切り替えたときから水防区域の監視及び警戒をさらに厳重にし、既往の被害箇所や重要水防箇所を中心として巡視しなければならない。

特に、次に掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は直ちに常陸河川国道事務所長及び水戸土木事務所長に連絡するとともに、水防作業を開始しなければならない。

なお、千波湖土地改良区等所有の用水ぜき等についても、互いに緊密な連携を図り、必要な措置を求める。

- ア 堤防裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水
- オ 樋門せきの両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋、その他の構造物と堤防との取り合わせ部分の異常

2 重要水防箇所

重要水防箇所については、常陸河川国道事務所洪水対策計画書に定められた重要水防箇所一覧図及び茨城県水防計画の重要水防箇所一覧表のうち、水戸市管轄内の該当箇所をもって水戸市重要水防箇所とする。

第4 水防警報

国土交通大臣又は河川管理者である茨城県知事は、洪水又は災害が起きるおそれがあるときは、水防法第16条の定めにより水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告する。

なお、国土交通大臣及び茨城県知事が水防警報を行う指定河川は次頁のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は県が受報し、市へ通報する。

1 国土交通大臣が行う水防警報（水防法第16条）

(1) 水防警報区及び発表者

水系	河川名	水防警報区		発表者
		左岸	右岸	
那珂川	那珂川	自 栃木県大田原市 亀久字大平419番4地先 至 海	自 栃木県大田原市佐良土 字野島2835番1地先 至 海	常陸河川国道 事務所長
	桜 川	自 水戸市千波町字千波山 2486番2地先 (千波大橋上流端) 至 幹川合流点	自 水戸市中央 二丁目3020番2地先 (千波大橋上流端) 至 幹川合流点	〃
	藤井川	自 水戸市藤井町字下高畑 92番4地先 (藤井新橋上流端) 至 幹川合流点	自 水戸市飯富町字塙下 54番1地先 (藤井新橋上流端) 至 幹川合流点	〃
	涸沼川	自 茨城町大字下石崎 字海東2995番2地先 至 幹川合流点	自 大洗町神山町 字神山5233番地先 至 幹川合流点	〃

(2) 水防警報の基準水位観測所の所在地，水防団待機水位，氾濫注意水位（警戒水位）及び氾濫危険水位（危険水位）は次のとおりである。

河川名	水位標所在地	水防団 待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	範 囲
藤井川	常陸大宮市野口 (野口)	2.50m	3.50m	4.20m	4.70m	7.56m	藤井川全域
那珂川	常陸大宮市野口 (野口)	2.50m	3.50m	4.10m	4.50m	7.56m	河口から19.5km ～46.5kmの間
那珂川	水戸市根本1丁目 (水府橋)	3.00m	4.00m	5.40m	5.80m	8.36m	河口から 19.5kmまで
桜 川	水戸市根本1丁目 (水府橋)	3.00m	4.00m	7.80m	8.10m	8.36m	千波大橋より 下流域
涸沼川	水戸市根本1丁目 (水府橋)	3.00m	4.00m	5.20m	5.70m	8.36m	涸沼より 下流域

2 水防警報の種類、内容及び発表基準等

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報及び河川状況により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(2) 待機の時期

状況	当該区域
地域的集中豪雨があったとき	上流部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上流，中流部
当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	中流，下流部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが、出勤人員を減らしても差支えないと認められたとき	下流部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに、当該基準観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめたとき	上流，中流，下流部
その他の事由により必要と認めたとき	上流，中流，下流部

(3) 指示の時期

指示については，その基準となるものは定め難いが次表を考慮し，指示区域内の危険度及びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状況	水防工法
越 水	洪水警報によって予想された水位，あるいは上流部の水位より推定して越水のおそれがあるとき	「積土のう」「蛇籠積」等
欠 壊	洪水時に既に発表された予報や警報，あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の欠壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し，表むしろ張」「水衝部には，「川倉，聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を，洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれがあるとき	「月の輪，釜段工」「表むしろ張」等
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防，又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「つなぎ縫」「五徳縫」等
法崩れ	洪水規模が大きく，かつ滞水時間が長時間にわたるとき，あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報，警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」「五徳縫」等
その他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻，滞水時間等の実況を示すとき	

3 水防警報の通報責任者，受報責任者

(1) 基本系

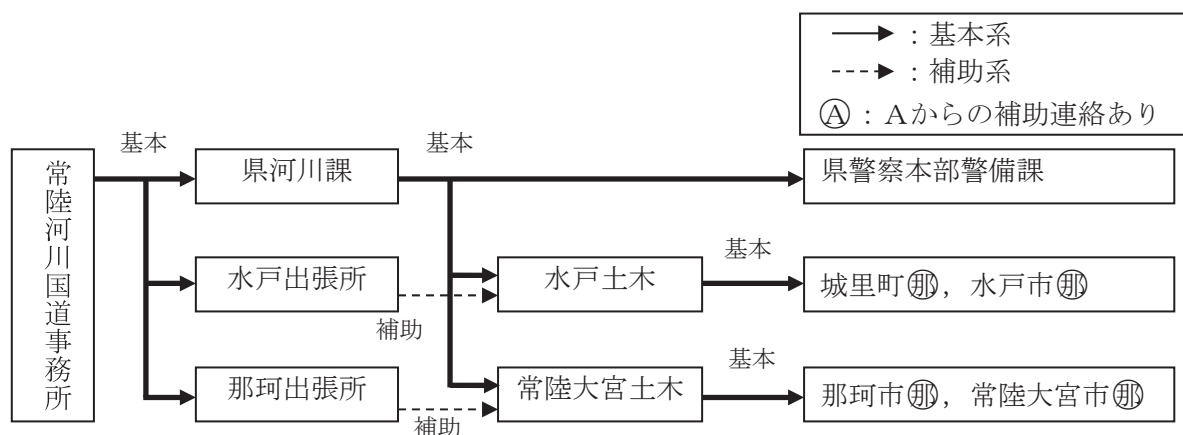
水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
那珂川	那珂川，藤井川	野 口	常陸河川国道事務所 地域防災調整官	茨城県河川課長
	那珂川，桜川，澗沼川	水府橋	〃	〃

(2) 協力系

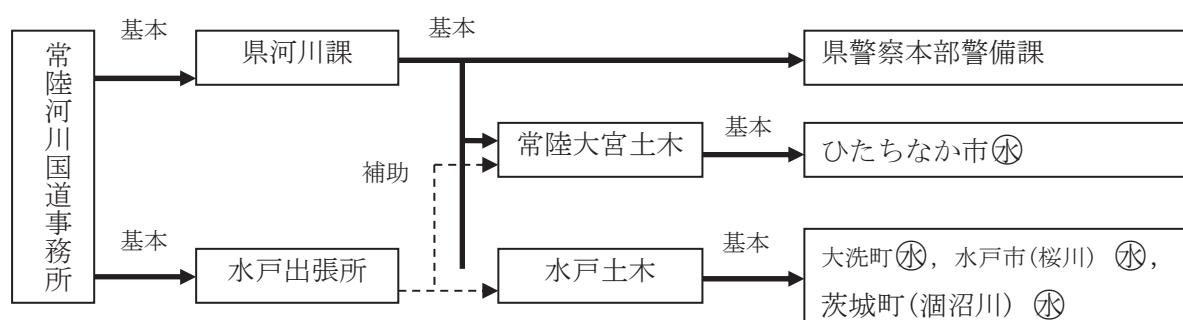
水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
那珂川	那珂川	野 口	常陸河川国道事務所 水戸出張所長	水戸土木事務所長
	〃	〃	常陸河川国道事務所 那珂出張所長	常陸大宮土木事務所長
	藤井川	〃	〃	水戸土木事務所長
	那珂川	水府橋	常陸河川国道事務所 水戸出張所	〃
	桜川，澗沼川	〃	〃	〃

4 水防警報通知系統（水防法第16条第2項）

(1) 那珂川（藤井川）〔野口水位観測所〕



(2) 那珂川（桜川）（湊沼川）〔水府橋観測所〕



※ 水防警報伝達時，災害対策本部（防災・危機管理課）は，速やかに消防局及び関係各部へ伝達する。消防局は，水防団へ伝達する。

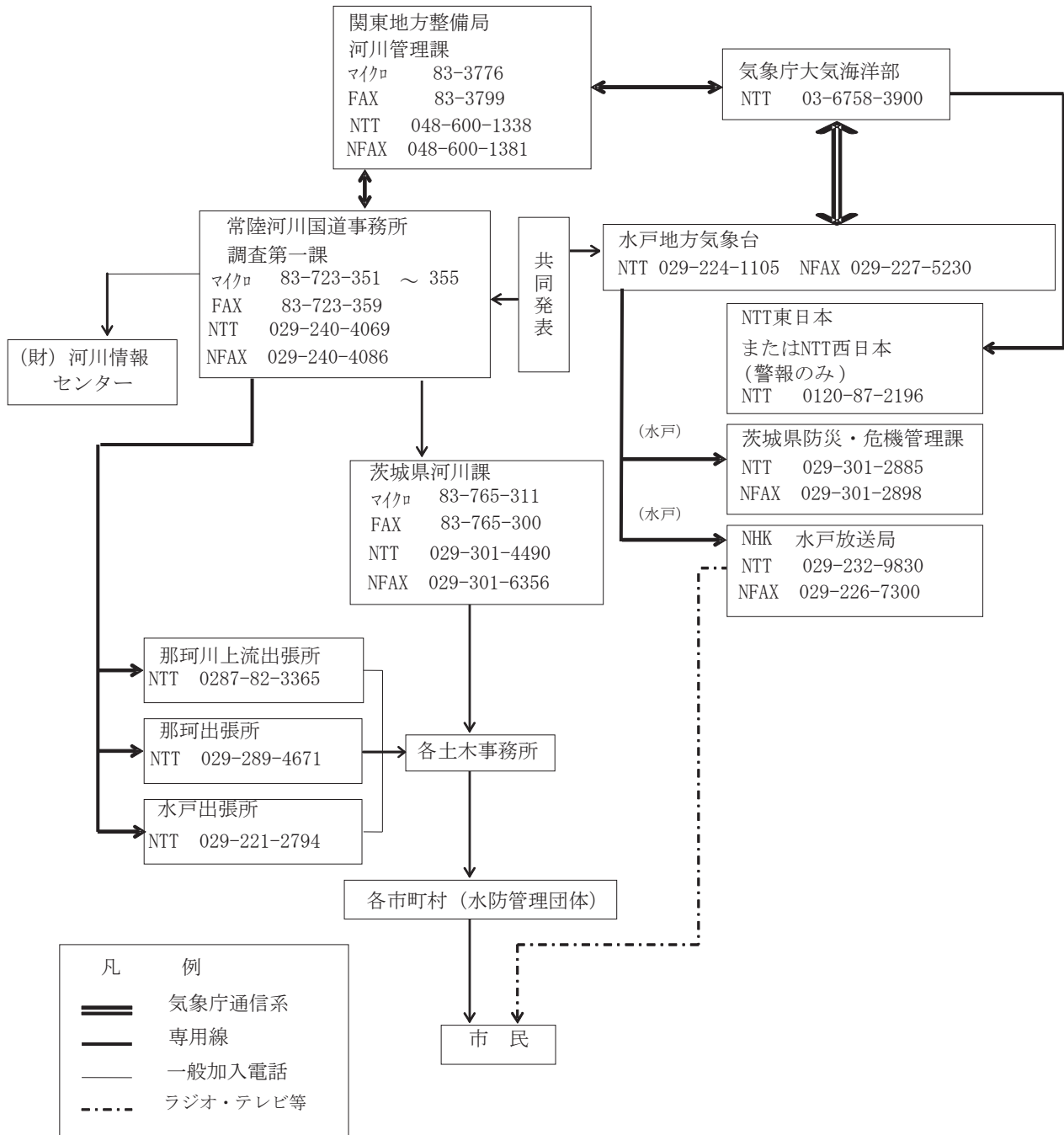
第5 洪水予報

水戸地方气象台・宇都宮地方气象台・常陸河川国道事務所が共同で発表する那珂川洪水予報（注意報・警報）は，常陸河川国道事務所から県河川課に通報され，水戸土木事務所を経由して市に伝達される。

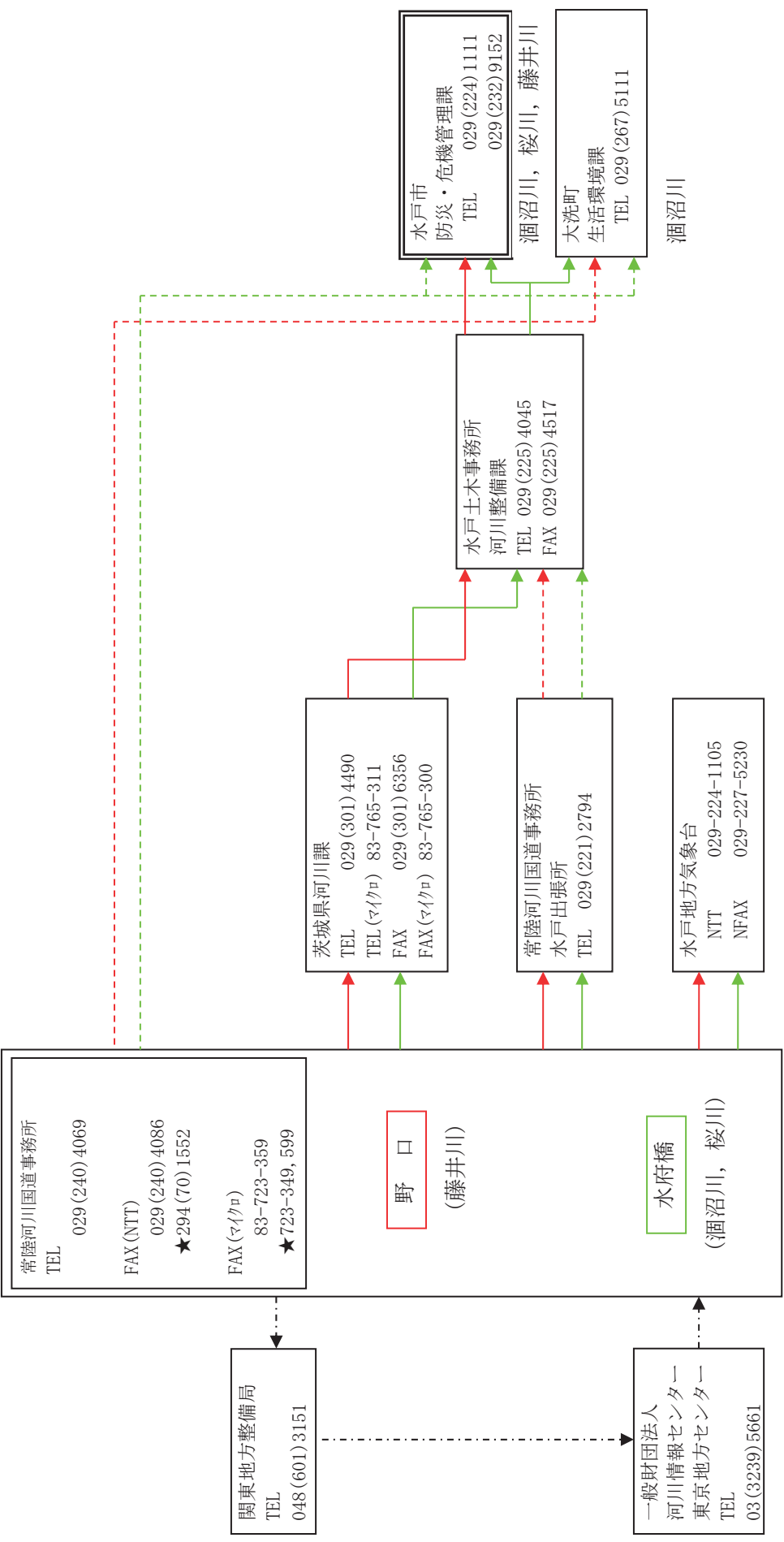
市は，受報した重要な気象情報について，報道機関，防災行政無線，広報車，市ホームページ，市メールマガジン，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，防災ラジオ，yahoo!防災アプリ等の伝達手段を積極的に活用し，市民へ周知する。

また，水戸地方气象台からN T T東日本へも伝達し，N T T東日本の通信系等により市に伝達される。この場合，警報の標題のみの伝達となる。

那珂川 洪水予報伝達系統図



那珂川避難判断水位連絡系統図（水位情報周知河川）



- 凡例
- : 基本系
 - - - : 協力系
 - ★ : 故障等が生じた場合（切り替え時に連絡）
 - ※ 協力系として、常陸河川国道事務所から関係機関・各県市町村宛てにEメールを利用した連絡も行います。
 - ※ 国土交通省常陸河川国道事務所 洪水対策計画書抜粋

第6 観測通報

1 雨量の観測通報

- (1) 市は、県が水防情報テレメーターシステムにより収集した雨量の状況を把握する。
- (2) 雨量観測所の観測者は、次の雨量に達したときは、遅滞なく水防管理者（市長）に報告する。

1 時間雨量 …… 20ミリ	3 時間雨量 …… 50ミリ
6 時間雨量 …… 60ミリ	12 時間雨量 …… 80ミリ
24 時間雨量 …… 100ミリ	

連続雨量80ミリを超えたときは毎時間ごと。

2 水位の通報（水防法第12条）

- (1) 市は、県が水防情報テレメーターシステムにより収集した水位の状況を把握する。
- (2) 水防管理者（市長）は、次の水位に達したときは、直ちに詳細な状況を（日時、観測場所及び水位の増減の傾向見込み等）を水戸土木事務所長に報告する。

ア 水防団待機水位に達したとき

イ ア以後、水防団待機水位以下となるまでの間、毎時間

ウ 氾濫注意水位、氾濫危険水位に達したとき

エ 最高水位に達したとき

オ 氾濫注意水位を下回ったとき

カ 急激に水位上昇したとき

- (3) 藤井川、那珂川、桜川、湊沼川の水位標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位は、第4水防警報1(2)のとおりとする。

※ 国土交通省「川の防災情報」のホームページ等を利用して、国土交通省が所管する雨量・水位情報の把握にも努める。

第7 通信連絡

1 通信連絡施設等の整備強化（法第27条）

水防管理者（市長）又は消防局長は、水防時において情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

また、無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自動車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図る。

2 ダム放流等連絡系統

藤井川ダム 通知の相手方一覧

名称	担当機関の名称	連絡方法	備考
国土交通省 常陸河川国道事務所長	常陸河川国道事務所	電話 FAX	029(215)9143 029(240)4087
土木部長	土木部河川課	〃	029(301)4490 029(301)1374
水戸土木事務所長	水戸土木事務所	〃	029(225)4515 029(225)4517
水戸市長	水戸市役所	〃	029(232)9152 029(233)0523
城里町長	城里町役場	〃	029(288)3111 029(288)3113
水戸警察署長	水戸警察署	〃	029(233)0110 029(233)0144
笠間警察署長	笠間警察署	〃	0296(73)0110 0296(73)0153
水戸市消防局消防局長	水戸市消防局	〃	029(221)0111 029(221)0147
沿川住民一般	水戸市役所	サイレン 広報車等	029(232)9152 029(233)0523

3 通信施設

- (1) 公衆加入電話
- (2) 市役所，市民センター等電話
- (3) 消防専用電話
- (4) 消防無線施設
- (5) 警察通信施設
- (6) 防災行政無線施設（電子サイレン音の吹鳴を含む。）

4 水防信号

水防に用いる信号は，茨城県水防信号等に関する規則（昭和25年茨城県規則第49条，改正昭和40年8月16日規則第78号，昭和58年4月1日規則第23号）に基づき次のとおりとする。

- (1) 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が，出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に，避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余韻防止付）
第 1 信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 休止 休止 休止 約15秒 約15秒 約15秒 約15秒
第 2 信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 休止 休止 休止 約6秒 約6秒 約6秒 約6秒
第 3 信号	●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約10秒 約10秒 休止 休止 休止 約5秒 約5秒 約5秒
第 4 信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 休止 休止 約5秒 約5秒

備考 1 信号は，適宜の時間継続すること。

2 必要があれば，警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険があったときは，口頭伝達により周知させる。

第 8 用水ぜき，樋管等の管理及び操作

1 樋管等の所在地及び管理区分

(1) 水防上の主要な用水ぜき，樋管の名称，場所及び管理並びに操作区分については別に定める。

(2) 管理担当者は，平素はもとより，特に気象状況の通知を受けたときは直ちに工作物の点検を行い出水時の操作に支障のないようにしておく。

2 樋管等の操作

(1) 樋管管理担当者は操作規程に基づき，次により樋管の開閉を行う。

また，開閉を行ったときは，直ちに水防管理者（市長）に報告する。

なお，報告を受けた水防管理者（市長）は，その都度，常陸河川国道事務所長及び水戸土木事務所長に報告する。

ア 門扉の閉鎖

河川の水位が上昇し，樋管内に逆流のおそれがあると認めたとき，又は特に必要と認めたとき。

イ 門扉の開放

河川の水位が下降し，樋管内に逆流のおそれがないと認めたとき，又は特に必要と認めたとき。

(2) 水防管理者（市長）は，千波湖土地改良区や飯富土地改良区所有の用水ぜき及び

樋管の操作については、土地改良区理事長と協議する。

また、三の丸3丁目大杉山揚水機場，若宮1丁目水戸市下水道施設管理事務所管轄の樋管等についても同様とする。

〔連絡先〕

千波湖土地改良区	029-221-2621
飯富土地改良区	029-229-7218
大杉山揚水機場	029-227-1583
水戸市下水道施設管理事務所	029-221-8582

- 3 国土交通省から管理委託されていない樋管等の操作については、その都度、常陸河川国道事務所に連絡する。

第9 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

- (1) 水防管理者（市長）は、水防法第23条第1項の規定に基づき、管理団体相互の応援を行う。
- (2) 相互応援活動の際は、水防資器材等についても努めて供用の便を図る。
- (3) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者（市長）の指揮の下に行動する。

2 体制強化

- (1) 水防管理者（市長）は、水防法第22条の規定により警察官の援助を求めるため、あらかじめ警察署長との協定の締結しておく。
- (2) 水防管理者（市長）は、区域内居住者を水防に従事させるため、あらかじめ出動人員、出動区域等を計画しておく。
- (3) 水防管理者（市長）は、水防上特に著しく危険が切迫し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には県知事に対し、自衛隊の出動を依頼する。

【連絡先】

陸上自衛隊施設学校（ひたちなか市勝倉3433 電話 029-274-3211）

なお、依頼に当たっては、次の事項を明らかにして依頼をする。

- ア 災害の状況及び派遣要請の理由
- イ 派遣を希望とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考事項

第10 器具、資材、設備の整備

水防管理者（市長）は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫、その他の資材等備蓄場所を設け、次の基準に示す器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法についてあらかじめ定めておく。

水防倉庫一棟当たり備蓄資器材基準

品 名	単 位	数 量	摘 要	品 名	単 位	数 量	摘 要
掛 矢	丁	2以上		メ ガ ホ ン	個		必要量
蛸 槌	丁	1以上		杭 木	本	50以上	長短込み
金 槌	丁	1以上		合 成 繊 維 土 の う 又 は 空 土 俵	袋	1000以上	
スコップ又は エ ン ピ	丁	2以上		縄	kg	10以上	
竹 と げ 鎌	丁	2以上		鉄線	kg	10以上	
照 明 施 設	基		必要量	かすがい	丁	20以上	
斧 又 は 鉈	丁	1以上		むしろ又は こもシート	枚	50以上	
救 命 具	着		必要量	竹	本	100以上	伐採先を 選定しておく
鋸	丁	1以上					

第11 水防活動時の安全対策

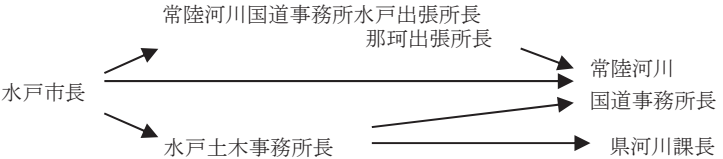
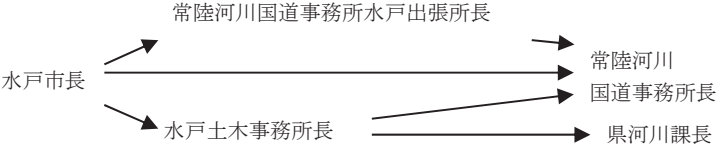
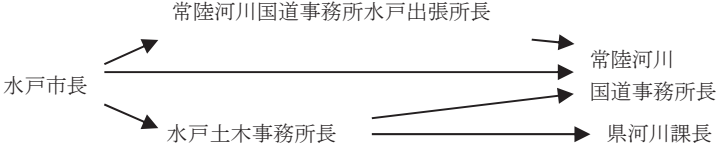
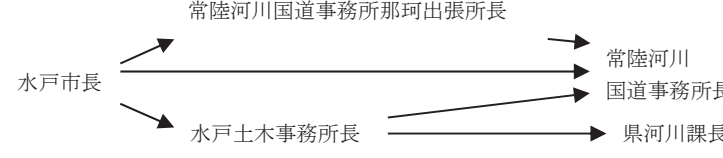
水防管理者（市長）は、避難誘導や水防作業をはじめとする水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して、水防活動を実施する。

- 1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- 2 水防活動は必ず複数（2名以上）で活動する。
- 3 水防活動時には、最新の気象状況を確認するため、ラジオ等を携行する。
- 4 連絡を行うための通信機器を携行する。

第12 決壊時の処置

1 決壊時の通報（水防法25条）

水防管理者（市長）、水防団長又は消防局長は、堤防等が破堤し、又は越水若しくは溢水、異常な漏水が発生した場合には、直ちにその旨を常陸河川国道事務所長、水戸土木事務所長及び氾濫により危険が予想される隣接の水防管理団体に通報しなければならない。

河川名	区域	連絡系統
那珂川	水戸市 右岸 0.6 ~ 24.9km 左岸 11.2 ~ 22.9km	
桜川	水戸市 右岸 0.0 ~ 5.2km 左岸 0.0 ~ 5.2km	
涸沼川	水戸市 左岸 0.0 ~ 6.1km	
藤井川	水戸市 右岸 0.0 ~ 1.8km 左岸 0.0 ~ 1.8km	

2 決壊後の処理（水防法26条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，堤防等の決壊後においても，できる限り氾濫により被害が拡大しないよう努める。

第13 公用負担等

1 権限の行使（水防法第28条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，水防のため緊急の必要があるときは，水防の現場において，次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石，竹木，その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両，その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (4) 工作物，その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により，公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者（市長），水防団長又は消防局長及びその委任を受けた者は，次に定める証明書を携行し，必要ある場合は，これを提示する。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書			
第 号		所 属 氏 名	階 級
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日			
水防管理者 水戸市長		印	

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者（市長）発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

公 用 負 担 命 令 票			
第 号	住 所 氏 名		
目 的 物 負 担 内 容	種 類 使 用	収 用	員 数 処 分
年 月 日			
水防管理者 水戸市長 事務取扱者		印	

4 損失補償

水防管理者（市長）は、水防法第28条に基づき、工作物その他の障害物を処分したときは、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第14 避難計画

1 洪水時の緊急避難所

市は、避難所として市民センター、小学校、中学校及び義務教育学校を指定しているが、洪水時には、二次的な避難所として下記のとおり、緊急避難所を開設する。

名 称	場 所	説 明
緊急避難所	茨城大学，水戸第一高等学校，水戸第二高等学校，水戸第三高等学校，水戸農業高等学校，水戸南高等学校，茨城大学附属小学校，ひたちなか市立市毛小学校，J Aグループ茨城教育センター，吉田神社，寶幢院，水戸市清掃工場	浸水などの影響で，近隣の避難所では対応できないとき，又は那珂川が増水して橋が渡れなくなったとき開設する避難所

2 立ち退きの指示（水防法第29条）

水防管理者（市長）は，必要があると認めたときは，水戸警察署長及び県災害対策本部と密接な連絡をとり，水防信号，広報車等を利用するとともに，本章第12節避難計画に定める避難誘導責任者等を通じて，危険区域の居住者に立ち退き又はその準備を指示する。

なお，避難の指示をする場合は，あらかじめ水戸警察署長にその旨を通知する。

【避難誘導の責任者等】

- (1) 避難誘導責任者は，市職員，消防職員，消防団員（水防団員），警察官とする。
- (2) 誘導員は，当該地域の消防団員（水防団員），自主防災組織の中から選任する。
- (3) 市職員を避難場所及び危険区域に配置する。

第15 水防解除

1 解除の周知及び命令

- (1) 水防管理者（市長）は，水位が氾濫注意水位以下となり，水防警戒の必要がなくなったときは，水防解除を命ずるとともに，一般に周知させ，その旨を水戸土木事務所長に報告する。
- (2) 水防団員の招集解除については，別に定める水防団員招集解除命令により出動した方面の指揮者に交付し行う。

第16 水防報告

1 緊急報告

水防管理者（市長）は，次の場合は速やかに知事に報告する。

- (1) 氾濫注意水位に達したとき，又はそれ以外の場合で水防団，消防局が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき

(4) 一般被害の生じたとき

2 水防てん末報告

水防管理者（市長）は、水防が終結し、水防活動終了後 2 日以内に次の事項をとりまとめ、水防てん末報告書により水戸土木事務所長を経由し、知事に報告する。

- (1) 気象の状況
- (2) 出水、雨量、水位、高潮及び波浪の状況
- (3) 水防団員及び消防機関に属するものの出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- (7) 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員氏名
- (12) 避難立ち退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績について
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者（市長）の所見

第17 水防訓練

1 水防訓練の実施

水防作業は夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当たって円滑な作業ができるよう、次の要領で十分な訓練を行うとともに、市民に対しても水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難、立ち退き

2 水防管理者（市長）は、年 1 回以上、水防訓練を実施する。

3 水防団、消防局及び水防協力団体は、津波避難訓練が行われるときは、これに参加する。

第8節 土砂災害対策計画

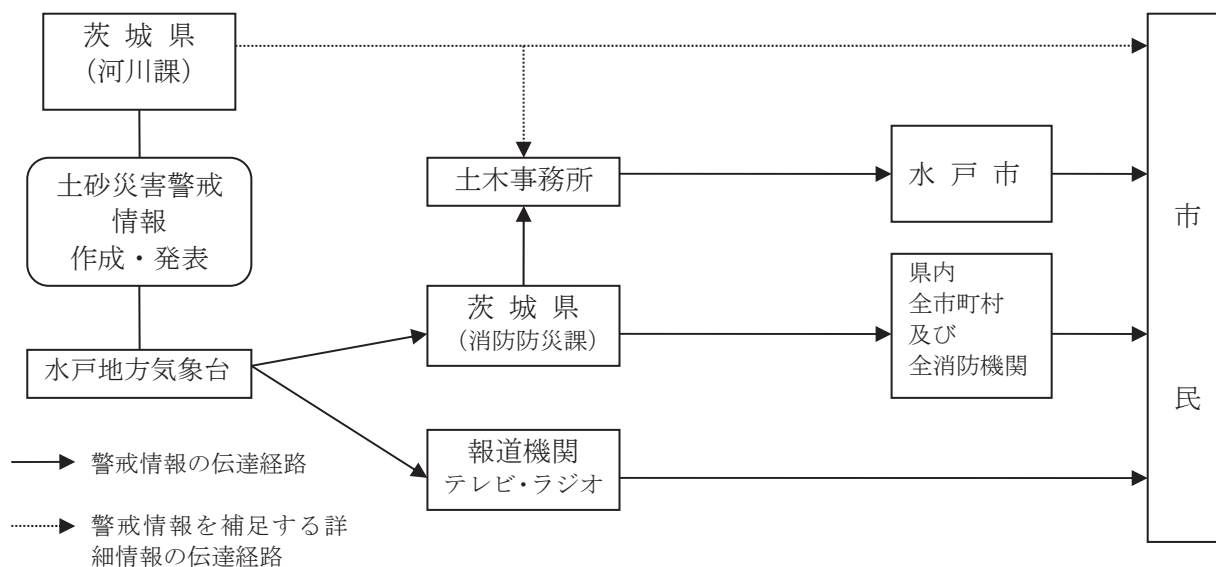
- 第1 避難対策
- 第2 救出・救護対策
- 第3 二次災害防止対策
- 第4 施設の緊急復旧
- 第5 応急資材の整備

担 当 部	市長公室，市民協働部，保健医療部，建設部，消防局
担 当 班	広報班，災害対策班，医療救護班，建設計画班，道路管理班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，土砂災害ハザードマップ

第1 避難対策

市は、防災情報システム等により市内の降雨量を把握するとともに、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は市内に相当の降雨があったときは、次により市民の早期の避難対策を講じる。

土砂災害警戒情報の伝達経路図



1 前兆現象等の早期把握

防災情報システム等により局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、がけ崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。

2 がけ地の緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予想される場合は、次の箇所を重点的にがけ地の警戒・巡視体制を強化する。

- (1) がけ崩れ危険予想区域
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域

- (3) 土砂災害（特別）警戒区域
- (4) 宅地造成中の箇所
- (5) 災害経歴箇所
- 3 市民等への情報伝達
 - 土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に注意の喚起、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域については、各警戒区域に迅速的確な個別伝達を行う。
- 4 事前の避難
 - 具体的に危険が予想される危険箇所周辺の市民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、指導する。
- 5 要配慮者の避難対策
 - 乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者の他、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。
- 6 避難施設への受入
 - 土砂災害により被災し、又は被災するおそれのある住民は、当該土砂災害警戒区域ごとに、近隣の指定避難所等に避難する。

第2 救出・救護対策

- 1 現地災害対策本部の設置
 - 市は、負傷者、死者、行方不明者等が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて現地本部を設置し、被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携協力して二次災害の防止に留意し、行方不明者の搜索、救出を行う。
 - また、現地災害対策本部は、災害の状況を災害対策本部へ報告する。
- 2 応援の要請
 - 救出に当たり、重機等が必要なときは、災害協定に基づき水戸市建設業協同組合、水戸市造園建設業協力組合等に応援を要請する。
- 3 応急救護所の設置
 - 土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて応急救護所を設置し、救急隊、医療救護班は、水戸市医師会救急災害医療救護隊等の指示のもとにトリアージ等を実施し、迅速な救護活動を実施する。

第3 二次災害防止対策

- 1 がけの監視

行方不明者等の搜索活動，応急工事等に当たっては，建設計画班及び消防隊等が協力し，降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに，崩壊面及びその周辺斜面，堆積土砂等について監視を行う。

2 警戒区域の設置等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難を継続するとともに，警戒区域の設定，立ち入り規制等の必要な措置を行う。

3 再崩落の防止

降雨継続時においては，作業の安全を確保したうえで，崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆，応急排水路等の応急措置により再崩壊の防止に努めるものとする。

4 二次災害防止措置

応急措置を講じ，安全が確認された時点で，直ちに二次災害防止の堆積土砂等の除去，土留工事等を実施する。

第4 施設の緊急復旧

1 交通施設

道路については，法面崩落，盛土決壊，路面埋没等が予想されるが，被災直後，緊急に最小限の交通を確保する必要があることから，迂回路等を確保するとともに施設の緊急復旧を行う。

鉄道については，線路施設，電気施設の破損等の被害が予想されるが，緊急輸送のため確保すべき路線を重点的に復旧する。

2 国土保全施設

河川，急傾斜地崩壊防止施設等の国土保全施設に被害が発生した場合は，二次災害防止のため施設管理者と連絡を密にし，堆積土砂の除去，土留工事等による応急復旧を実施する。

3 通信施設

通信機能の確保は，災害応急活動の基本であるため，緊急に現地及び避難地等に臨時の通信網を確保する。

電話回線等が被災した場合には，関係機関において迅速に応急復旧を行う。

4 ライフライン施設

電気，ガス及び水道施設については，社会的，経済的重要性の観点から早期復旧に努める。

第5 応急資材の整備

市は，土砂災害が発生した場合の応急措置に必要な資材（土のう，ビニールシート等）備蓄する。

第9節 消防活動計画

第1 消防活動体制計画

第2 消防活動計画

第3 応援協力体制の確立

第4 消防団計画

担 当 部	保健医療部，消防局
担 当 班	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧，消防団配置一覧

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。よって、消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

また、市民、自主防災組織等と相互の連携を図り、効果的な対策を実施する。

第1 消防活動体制計画

1 特別配備体制の確立

消防局長は、風水害等の災害の発生が予想され、又は発生した場合、特別配備体制を発令し、常備の部隊の増強を図る。

項 目	活 動 体 制
特別配備体制	大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害により火災又は救助、救急等の事象が発生した場合は、特別配備体制を発令し、別に定める計画に基づき直ちに活動を開始する。
非 常 参 集	水戸市消防職員服務規程第44条の各号に該当する事象が発生した場合は、全職員は、別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

2 消防局災害対策本部の設置

消防局長は、応急活動体制を維持するために、特別配備体制発令と同時に消防局に消防局災害対策本部を設置する。

(1) 構成員

水戸市消防職員服務規程（昭和42年消防本部訓令甲第3号）第52条第2項第1号アに規定する第1幹部会議構成者とする。

(2) 事務分掌

消防災害対策本部の事務分掌は、「水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

第2 消防活動計画

大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害が発生した場合における消防活

動は、次の方針を原則とし応急活動を実施する。

1 情報収集及び伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員及び自主防災組織等からの被害情報などを総合的に把握し，初動体制を整える。

また，常備隊は災害の早期発見が重要なため，危険区域等を重点として警防規程に基づく巡回警戒活動を実施する。

ア 巡回警戒活動は，消防局，消防署の管轄区域ごとに行う。

イ 巡回警戒活動は，事前計画に基づき危険区域を重点に行う。

ウ 巡回警戒活動に当たっては，市民に対する広報を行う。

エ 巡回警戒活動中，河川，堤防等に異常を発見した時は，当該管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに，防災関係機関へ通報する。

(2) 災害状況の伝達

消防局長は，災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに，応援要請等の手続に遅れないように努める。

また，各地区災害対策を円滑に実施するため，必要な情報を地域住民に対して伝達を行う。

2 消火活動

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は，人命を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は，重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は，消火可能な地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消火活動優先の原則

工場や危険物貯蔵施設等から出火し，多数の消防隊を必要とする場合は，市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし，部隊を集中して消火活動にあたる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は，重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出動部隊の各級指揮者は、積極的に情報を収集して火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とする。

さらに、風向、風速に配慮した転戦路確保、延焼危険大なる方向からの順次包囲態勢を主眼とした延焼防止及び救助・救急活動等限られた消防力を最大限に活用することを総合的に判断し、活動方針を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) その他

災害時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧及び人命救出救助を原則として活動するとともに、警防規程に即し活動する。

3 救助・救急活動

(1) 災害発生時、多種多様な救助・救急事象が複合し、同時多発すると予想されることから、救助及び救急要請に対して別に定める規程（水戸市救助規程、水戸市救急業務規程）に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(2) 救助効率重視の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に注力を注ぎ、効率的な救助活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な救助事象が発生したときは、災害協定に基づき水戸市建設業協同組合又は水戸市造園建設業協同組合等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(5) 後方医療施設への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防災害対策本部は、搬送先の医療機関が施設及び設備の被害、ライフライン

の途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 防災ヘリコプター等による重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(6) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

4 広報活動

注意、警戒本部体制及び災害対策本部体制が発令された場合は、市民に対する広報及び報道機関に対する広報を次により実施する。

(1) 市民に対する広報は、警戒を促すための注意警戒広報と避難の勧告、指示を伝達するための避難広報があり、消防車等の拡声器によるほか、直接口頭伝達により実施する。

(2) 報道機関に対する広報は、消防局で把握した情報等のうち、災害対策本部と協議して必要に応じ発表する。

第3 応援協力体制の確立

1 茨城県広域消防相互応援

消防局長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

また、消防応援を求められたときは、迅速な消防相互応援を実施する。

なお、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

2 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、地震等の大規模災害や毒性物質の発散等による特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施するため、全国規模での消防応援体制を確保することを目的としている。

消防局では、水戸市消防局広域応援計画を策定し、本市登録部隊が被災地に迅速に出動する体制を確立している。

さらに、関東ブロック合同訓練等に積極的に参加することにより派遣体制の検証に努めている。

また、受け入れる場合についても、水戸市消防局受援計画を策定し、円滑な対応に努める。

第4 消防団計画

風水害等の災害が発生し、又は発生が予想される場合、水戸市消防団の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第32号）及び水戸市消防団規則（平成2年水戸市規則第36号）に基づき、消防団は消防局と綿密な連携を保持し、次により災害防止活動を実施する。

1 指揮本部の設置

消防局長は、消防局に災害特別配備体制が発令され、消防局災害対策本部が設置された場合は、その中に消防団指揮本部を設置する。

2 組織及び事務分掌

消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織、事務分掌は次のとおりとする。

（消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織）

消 防 団 指 揮 本 部		
団 副 本	団 部	長 長 員

分 団 指 揮 本 部		
第 1 分 団 ～ 第 2 8 分 団		
分 副	分 団	長 長

（消防団指揮本部等の事務分掌）

団 指 揮 本 部	団 長	1 本部の庶務に関すること。
	副 団 長	2 地区本部との連携に関すること。
	本 部 員	3 気象情報等の伝達に関すること。
		4 関係機関との連絡に関すること。
		5 応急活動の指揮に関すること。
		6 救急、救助活動に関すること。
		7 避難に関すること。
		8 災害情報等の収集に関すること。
		9 その他必要な事項に関すること。

3 消防団員の配備基準及び動員

消防団員の配備基準は、本章に定める特別配備体制基準によるものとし、動員については原則として次のとおりとする。

配 備 体 制	動 員 人 員
1 号 配 備	班長以上の団員で団長が指名する団員
2 号 配 備	班長以上の団員及び団長が指名する団員
3 号 配 備	全団員

4 災害応急活動

消防団は、災害応急活動を次のとおり実施する。

(1) 活動範囲

消防団の活動範囲は水戸市消防団規則に定める管轄区域を原則とする。ただし、消防局長の指示があった場合は、管轄区域外においても活動する。

(2) 部隊編成

消防団の部隊は、災害規模等により編成する。

(3) 任務

- ア 人命の救出，救護
- イ 非常災害活動
- ウ 市民の避難誘導
- エ 情報の収集伝達
- オ その他消防団長の特命に関する事項

(4) 活動要領

風水害等の災害発生時には速やかに出動し，人命の安全確保を基本として，現地災害対応班，消防署・出張所，関係機関との連携のもとに，全機能を集結して活動する。

第10節 災害警備計画

第1 警備体制

第2 災害応急対策の実施

県警察は、災害が発生した場合においては、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から県民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。このため、県警察は、「茨城県警察災害警備計画」に基づき、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

第1 警備体制

1 警備本部の設置

県警察は、災害が発生したときは、規模及び態様等を判断して、県警察本部に警備本部、警察署に警察署警備本部等を設置し指揮体制を確立する。

2 警備部隊の編成

県警察は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び様態に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

第2 災害応急対策の実施

災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次の通りとする。

1 広報活動

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析し、必要がある場合は、地域に広報を行う。

2 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

3 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。

4 避難等の措置

警察官は、警察官職務執行法第4条又は災対法第61条により、避難等の措置を講じる。

5 交通対策

被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

6 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積所

における混乱，避難所等の定期的な巡回を行う。

また，被災地に発生しがちな悪質商法等の生活経済犯，窃盗犯等の取締りを行い，被災地の社会秩序の維持に努める。

7 死体の検視，見分

検視は，日本法医学会，茨城県警察医会及び茨城警察歯科医会等の協力を得て実施するとともに，市と協議して，検視場所及び遺体安置場所の確保を行う。

第11節 交通計画

第1 交通規制

第2 交通規制計画

第3 発見者の通知

第4 道路・橋の応急対策

担 当 部	建設部
担 当 班	建設計画班，道路管理班

第1 交通規制

災害により道路，橋等の道路施設に被害が発生し，交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき，又は交通の混乱により応急対策に支障を来すおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策については，本計画で定める。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は，おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは，道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条，5条及び6条）

災害時において道路上の危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは，公安委員会，警察署長，警察官（以下「警察関係機関」という。）は，歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員，物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは，公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し，又は制限する。

2 道路管理者による交通規制

(1) 市道

市道については，道路管理班を派遣し，道路施設の巡回調査に努め，次のような交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損，欠損，その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全，交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第46条

(2) 市道以外

市は，市以外のものが管理する道路施設等において，道路の破損，欠損，その他

の事由により交通が危険であると認められる場合その管理者に通知し、規制する。

なお、市以外の管理者に通知して規制をするいとまがないときは、市対策本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法第6条に基づく規制を実施し、又は市長が災対法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(3) 警察関係機関

道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災対法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、又は制限を行う場合の計画は次の通りとする。

ア 公安委員会の行う交通規制

(ア) 公安委員会は、当該管轄区域内の道路について、災害により道路交通に危険な状態が発生し、又はその他により必要があると認めるときは、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

この場合において必要があると認めるときは、まわり道を明示する等して、一般の交通に支障がないようにする。

(イ) 公安委員会は、当該管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災対法第76条の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。この場合において公安委員会は災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事または市長と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行う。

(ウ) 公安委員会は、(イ)による通行の禁止又は制限を行ったときは、速やかにその規制内容を当該道路の管理者に電話等により通知するとともに、報道機関の協力による広報、その他表示板等を掲示する等、一般に通知するよう努める。

また、以上の措置をとったときは、関係都道府県公安委員会に対しても、速やかに電話等によりその規制の内容を通知する。

イ 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害により道路交通に危険な状態が発生し、またはその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

ウ 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生その他の事情により道路の交通に危険の生ずるおそれのある場合において、これを防止するため緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止

し又は制限する。

エ 緊急通行車両の確認等

(ア) 公安委員会の行う緊急通行車両の確認事務の処理は、原則として警察署の交通主管課とする。

(イ) 警察署の交通主管課は、別に定める緊急通行車両の確認に関する申請受理簿を作成し、当該申し出があった場合は、その処理てん末を明確に記載しておく。

(ウ) 公安委員会は、あらかじめ災対法施行規則第5条に規定する標示並びに同規則第6条に規定する標章及び証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておく。

(エ) 標示並びに標章及び証明書の様式は次の通りである。

〔標示〕 様式第2（第5条関係）



備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

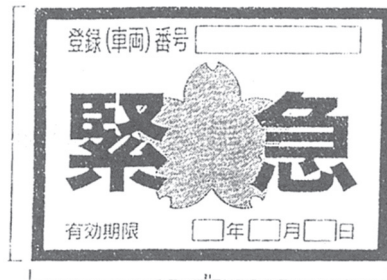
【緊急交通路指定予定路線】

	地区別	路線名
1	土浦、つくば地区	常磐道（国道6号）、圏央道、国道125線
2	鹿嶋、神栖地区	国道51号、国道124号
3	水戸地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道
4	日立地区	常磐道（国道6号）

5	筑西地区	北関東道（国道50号），国道294号
6	境地区	新国道4号バイパス，国道125号

※ 「（国道6号，50号及び51号）」は，常磐道及び北関東道が使用不能である場合に，緊急交通路として指定する。

〔標章〕様式第3（第6条関係）



- 備考1 色彩は記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。

〔証明書〕様式第4（第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
			知 事	
			公安委員会	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 径 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

3 交通規制に当たっての留意事項

- (1) 災対法に基づく交通の禁止，制限を行う場合には，原則として同法施行令第32条に基づく「標示」を設置して行う。
- (2) 交通検問所において交通規制を実施する場合には，車両の転回，後退，右左折等を取りうるよう規制箇所の手前に所要の場所を確保する。
- (3) 車両（パトロールカー，広報車等），資機材（無線機，照明，ロープ，パイプ棚）を配置して効果的に行う。
- (4) 大規模災害の発生当初は，電気，通信等の機能が停止することが予想されるのでパトロールカー，携帯無線機等を最大限に活用する。

4 広域的な協力・連携その他必要な措置

(1) 災対法第67条に基づく応援の要求

市は，交通規制区域指定が行われた場合，必要に応じて隣接市町村長に対し，被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報，道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

(2) その他広域的な協力・連携の要請

各道路管理者及び市は，道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は，関係機関・事業所，団体等に広域的な協力・連携を要請する。

第2 交通規制計画

1 発災直後の交通規制

(1) 計画方針

ア 消防，警察，自衛隊等の緊急車両の通行確保を最優先とする。

イ 原則として，交通規制区域における一般自家用車両の通行は，全面的に禁止する。

ウ 要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止するための必要な措置を講じる。

(2) 交通規制

ア 交通規制は，大災害発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ，道路中央部分を緊急通行車両等の通行路として確保する等の必要な措置を講じる。

イ 交通の妨害となっている倒壊家屋，樹木，電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路，橋等の応急修理，復旧，機能確保に当たる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む）と緊密な連絡を保持し，その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。

2 復旧期における交通規制

(1) 計画方針

ア 要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止又は制限するための検問所を設置する。

イ 幹線道路については、緊急車両専用車線を確保する。

ウ 幹線道路の各交差点においては、交通整理員を配置し、現場にいる警察官に協力して幹線優先の措置を行う。

(2) 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制

ア 各幹線道路については、緊急車両専用車線を少なくとも1車線確保する。

また、あわせて可能な場合は、バス専用車線を1車線確保する。

イ 被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

3 平常時交通管制体制への移行

(1) 計画方針

ア 通常の商業活動等に不可欠な物資の輸送車両の通行を促進する。

イ 要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止、又は制限するための必要な措置を講じる。

ウ 地区内の幹線道路の各交差点の信号機が作動しない場合は、整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

(2) 経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制

ア 交通規制は、道路交通法施行令に基づく緊急車両等を除き、原則として通常の商業活動等に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保する。

イ 隣接市町村に通ずる幹線道路のうち主要な地点について、交通遮断線を設定し、要所に検問所を設ける。検問所には、標識の設置、被災地内幹線道路の復旧状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

(3) 広報活動

交通規制情報について、市広報車、警察車両、立看板、現場警察官による広報のほか、テレビ・ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、市民に周知する。

第3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通知する。通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡する。市長は、その路線管理機関に速やかに通知する。

第4 道路・橋の応急対策

道路、橋の被害によって交通が阻害されることは、災害の救助作業・復旧作業等に重

大な支障をきたすため、市は、迅速な応急処理により交通の確保に努める。

- 1 迂回路を確保し、看板等により迂回路を表示する。
- 2 被害が甚大の場合は、建設業者等から、応援を得て復旧に当たる。

第12節 避難計画

- 第1 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保
- 第2 避難指示等の発令基準
- 第3 避難措置の周知
- 第4 警戒区域の設定
- 第5 避難の誘導
- 第6 自主避難者への対応
- 第7 避難指示，緊急安全確保の解除
- 第8 避難所の開設・運営

担当部	市民協働部，福祉部，保健医療部，都市計画部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，医療救護班，児童福祉班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	水防法第15条の3及び第15条の4対象施設一覧，土砂災害防止法第8条の2対象施設一覧，避難所・避難場所一覧，洪水ハザードマップ，土砂災害ハザードマップ，茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校，市民センター，神社，寺院等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受け入れ，保護する。

高齢者等避難の発令により，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や，風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど，あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

また，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで，市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難者の受入に当たっては，高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに，感染症対策，避難の長期化等を考慮し，旅館やホテルなど被災地以外の地域にある施設を含め，多様な施設の確保に努める。

第1 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保

1 避難情報の発令実施者

避難指示等をはじめとする避難情報の発令を行う権限のある者は，それぞれの法律によって定められているが，災害応急対策の第一次的な実施責任者である市を中心として相互に連携をとり実施する。

- (1) 市町村長（災対法第56条，第60条）
- (2) 警察官又海上保安官（災対法第61条，警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者「市町村長，市町村水防事務管理者」（水防法第29条）

(4) 知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条，水防法第29条，地すべり等防止法第25条）

(5) 災害のために派遣を命じられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

市は，災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準，伝達方法等を明確にしてあるマニュアル等に基づき，発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

避難指示等の発令の際には，避難場所を開放していることが望ましいが，避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は，躊躇なく避難指示等を発令する。

また，そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

2 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は，次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難（準備）が必要な地域（町名，施設名等）
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難（準備）の理由
- (5) その他必要な事項（最小限の携帯品，介助の呼びかけ等）

3 避難所の設置

- (1) 避難所の設置は，市が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市は，避難所の設置又は運営をすることが困難な場合，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 避難指示等の発令基準

市が発令する避難指示等の発令基準及び避難指示等発令時の市民に求める行動は、次のとおりである。

市民は、避難準備について、自らが避難するタイミングである高齢者等避難又は避難指示が発令される前までに行うものとし、可能な限り平時に済ませておくよう努める。

区 分	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難 〔警戒レベル3〕	高齢者等，特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり，災害発生のおそれがある状況	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその避難を支援する人は避難をする。 その他の人も必要に応じ，出勤等の外出を控えるなど，普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，危険を感じた場合は自主的に避難する。
避難指示 〔警戒レベル4〕	通常の高齢者等避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり，氾濫危険情報の発表や前兆現象の発生などにより，災害発生のおそれが高まった状況	避難場所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には，近隣の安全な場所への避難や，建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
緊急安全確保 〔警戒レベル5〕	既に災害が発生しているか，又は災害が切迫している状況	災害が発生又は切迫している状況であるため，近隣の安全な場所への避難や，建物内のより安全な部屋へ移動するなど，直ちに身の安全を確保する。

1 河川被害に関する避難指示等

市は、避難指示等について、次のいずれかに該当する場合に、総合的に判断し発令する。

避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合や、立退き避難が困難となる強い降雨や暴風を伴う台風等が、接近・通過することが予想される場合は、市民の安全確保を優先し、基準にとらわれることなく早期に発令する。

区 分	発令基準
高齢者等避難 〔警戒レベル３〕	・ 氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測できる場合 ・ 避難判断水位への到達が予測できる場合
避難指示 〔警戒レベル４〕	・ 氾濫危険水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測できる場合 ・ 上流区域が被害を受け、本市域に浸水する危険があると判断される場合 ・ 破堤につながるおそれのある漏水・侵食等が確認された場合 ※ 避難指示の発令後に、上流区域への被害や、破堤のおそれのある漏水・侵食等が確認された場合など、再度避難場所への立退き避難を促す必要があるときは、避難指示を発令していることを改めて周知する。
緊急安全確保 〔警戒レベル５〕	・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象はエリアを限定する） ・ 堤防本体の亀裂・漏水等を確認した場合 ・ 洪水が発生した場合 ・ 堤防が決壊した場合

２ 土砂災害に関する避難指示等

市は、避難指示等について、次のいずれかに該当する場合に、総合的に判断し発令する。

避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合や、立退き避難が困難となる強い降雨や暴風を伴う台風等が、接近・通過することが予想される場合は、市民の安全確保を優先し、基準にとらわれることなく早期に発令する。

区分	発令基準
高齢者等避難 〔警戒レベル３〕	・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「警戒（赤）」となった場合 ※ 土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）は、気象庁及び茨城県から発表され、最大２～３時間先までの土砂災害の危険度を表示している。

避難指示 〔警戒レベル4〕	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「非常に危険（うす紫）」となった場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が確認された場合 ※ 避難指示の発令後に、記録的短時間大雨情報が発表された場合や、土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「非常に危険（うす紫）」となった場合など、再度避難場所への立ち退き避難を促す必要があるときは、避難指示を発令していることを改めて周知する。
緊急安全確保 〔警戒レベル5〕	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合

第3 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の市民に対して、その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

1 市民への周知徹底

避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、防災ラジオ、広報車、市ホームページ等により周知徹底を図る。その場合、関係地域のすべての人に伝わるよう留意し、放送事業関係者（NHK水戸放送局・茨城放送・水戸コミュニティ放送）の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた市民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう日頃から市民に対し周知を図る。

また、市は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、垂直避難を促す。

2 関係機関相互の連絡

市が避難指示等の発令を行ったとき、又は警察官等からの避難の指示を行った旨の通報を受けたときは、市は、次の要領により関係機関等へ連絡する。

(1) 隣接市町村

地域住民が避難のため、隣接市町村施設の利用が想定される場合や、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合は、当該市町村に連絡し、協力を要請する。

(2) 国・県の関係機関への要請

国土交通省常陸河川国道事務所、水戸警察署、その他関係機関に連絡し、協力の要請をする。

(3) 学校施設等の管理者への要請

教育長を通じ、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対して連絡し、協力を要請する。

(4) 県への報告

避難の措置及びその解除について、速やかに茨城県被害状況等報告要領に基づき、県災害対策本部へ報告する。

(5) 放送事業者への連絡

避難指示等（それぞれ「解除」を含む。）を発令した際には、避難指示等発令情報をＬアラート等を通じて放送事業者へ連絡するとともに、あわせて県防災・危機管理課へ同情報を連絡する。

第４ 警戒区域の設定

１ 警戒区域の設定

(1) 災対法第63条に基づく警戒区域の設定

市長は、災害が発生し又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずることができる。

警察官又は海上保安官は、市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、市長の権限を代行することができる。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に

において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。

警察官は、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいない場合、又は、これらの者から要求があった場合、その権限を代行することができる。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市民に警戒区域を周知する際には、ロープ等により明示するなど、不特定多数者に対して一定時間客観的に分かるようにする。

3 警戒区域設定が想定される場合

災害発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

- (1) 崩落危険のあるがけ地周辺区域
- (2) 崩壊危険のある大規模建物周辺地域
- (3) 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- (4) 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- (5) 放射線使用施設の被害による被ばくの危険が及ぼすと予想される地域
- (6) その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

第5 避難の誘導

1 避難誘導の責任者

- (1) 避難誘導責任者は、市職員、消防職員・消防団員、警察官とする。
- (2) 誘導員は、当該地域の消防団員、自主防災組織の中から選任する。
- (3) 市職員を避難場所及び危険区域に配置する。

2 避難誘導の留意事項

(1) 避難誘導の方法

市、警察等が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。

オ 避難誘導は受入先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行う。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

第6 自主避難者への対応

市は、市民等が自主的に避難を開始した場合、又は自主避難を開始する旨の連絡を受けた場合は、職員を派遣し、避難行動の支援及び避難所等の開設・運営を行う。

また、市は、自主避難者への情報提供及び食料等の配給を必要に応じて継続的に行うこととするが、災害の発生状況又は諸条件を勘案し、帰宅を促す。

なお、自主避難者がペット等の動物を連れてきた場合は、施設内への持ち込みは原則禁止とし、適正な対応を図る。

第7 避難指示、緊急安全確保の解除

市は、災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示、緊急安全確保の解除を行い、直ちにその旨を公示する。

第8 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

避難所の開設決定は、災害対策本部長（市長）が被災者、被災地域の状況及び設置予定施設の被害状況に応じて行う。ただし、地域の被害状況に応じ、避難所開設関係者の判断により開設した場合は、災害対策本部へ報告する。

また、市民センター所長、避難所指定動員職員、学校関係者及び自主防災組織等が連携し、避難所の開設と運営実務を行う。

なお、平常時においては、災害時に迅速な開設を行えるよう開設訓練を実施するとともに、鍵の保管方法等を避難所開設関係者において情報を共有する。

(1) 対象者

- ア 住家が被害を受け、住居の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館等の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「市内避難所一覧」参照）

イ 広域避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(3) 費用の範囲及び限度額

費用の範囲及び限度額については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(4) 開設の手順

ア 被害状況の把握

大規模災害時の発生とともに、直ちに職員は参集し、参集途上において、被災者の被害状況等を把握する。

イ 職員の派遣

市災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき、開設の必要性が高い避難所から職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

ウ 受付窓口の設置

市は、避難所を開設したとき、避難者の氏名・自宅住所・性別・年齢・体調（基礎疾患を含む。）等を把握できるよう、避難所に受付窓口を設置する。

(5) 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(6) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

2 避難所の運営・管理

市は、避難所の開設に伴い、職員を配置し、学校関係者、自主防災組織及びボランティアとの連携のもと、あらかじめ策定した避難所運営マニュアル等に基づいて避難所の運営・管理を行う。

避難者の受入に当たっては、高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ、男性、女性、性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに、感染症対策を講じるなど、避難所の安全性の確保に努める。

また、公営住宅等の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めるとともに、必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

(1) 避難者等の調査の実施

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品の供給等にかかわる事項の調査を実施する。

(2) 避難者と児童・生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難者と児童・生徒の住み分けを行い、学校の早期回復に配慮する。

(3) 要配慮者対策

高齢者や身体等に障害のある要配慮者のための場所を確保する。

また、必要により要配慮者の避難所を開設し、介護の体制を整備する。

(4) 避難者のプライバシー確保

避難生活におけるプライバシー確保のため、間仕切り（パーテーション）を設置するなど、避難者への配慮を行う。

また、入浴時においては、共同入浴が難しい方に配慮し、一人ずつ入浴する時間を設けるなど、誰もが気兼ねなく入浴できる環境を整えることに努める。

(5) 特設公衆電話の設置・運用

市民センター所長は、施設に配備している特設公衆電話を玄関付近に設置し、市民に開放する。

(6) 炊き出し

災害直後は、市で備えている非常食等を避難者に提供し、設備の安全が確認できるなど、準備が整い次第、自主防災組織等の協力を得て炊き出しを行う。

災害対策本部は、炊き出しに必要なプロパンガスやコンロを高圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと、確保する。

(7) 避難所における市民の心得

避難所に避難した者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

また、市は平時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。

ア 自治組織の結成と主体的な運営及びとリーダーへの協力

イ 正確な情報の伝達，食料・飲料水等の配布，清掃等への協力

ウ ごみ処理，洗濯，入浴等生活上のルールへの遵守

エ 要配慮者への配慮

オ プライバシーの保護

カ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 福祉避難所の開設・運営

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活を送ることが難しく、症状が悪化したり、体調を崩したりすることがあるため、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備が整備されているもの等を指定する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる

体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(1) 対象者

高齢者、障害者等の特別な配慮が必要な避難者（要配慮者）等

(2) 設置場所

福祉避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「避難所・避難場所一覧」参照）

(3) 費用の範囲及び限度額

費用の範囲及び限度額については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(4) 開設の手順

ア 災害時、指定避難所の開設と同時に、福祉避難所の状況（被害状況、収容可能人数、開設可能時期等）を確認する。

イ 指定避難所等の避難者の状況を確認し、福祉避難所の開設について、災害対策本部で協議し、福祉避難所の開設について決定する。

ウ 福祉避難所へ搬送する人数及び避難者の配慮すべき点を確認する。

エ 市として、人数及び避難者の配慮すべき点を考慮し、開設する福祉避難所を選定する。

オ 選定した施設と開設時期や収容受入可能な人数などについて調整する。

カ 調整ができた時点で、市のバス等で避難者を搬送することを原則とする。

(5) 福祉避難所開設の要請

市は、福祉避難所が不足する場合は、県に対し、福祉避難所の開設への協力を要請する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）

イ 福祉避難所開設の目的

ウ 箇所名、各対象収容受入人員（高齢者、障害者等）

エ 開設期間の見込み

4 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対

策を講じる。必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。

また、避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

さらに、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

市は、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(3) 男女双方の視点

市は、女性専用の物干し場、授乳室、男女別の更衣室の設置に努めるとともに、女性用品（生理用品・女性用下着等）については、女性による配布を行う等、配布方法についても配慮する。

また、トイレについては、車いす利用者や、性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できる多目的トイレ等の設置に努める。

(4) 避難所の安全性の確保

市は、避難所において、女性や子ども等に配慮し、定期的な巡回警備、防犯ブザーの配布を行うなど、警察と連携し、避難所の安全性を確保する。

5 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。

また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、避難所ごとに健康状態の把握等を行う。

(2) 避難所の感染症対策

市は、避難所における感染症の発生を防止するため、県が策定した「避難所感染症対策の手引き」等に基づき、体調に応じた避難場所の振り分け、部屋の換気、居室の定期的な消毒等を行うなど、避難所における感染症予防対策を徹底する。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまでは、市が策定した「新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針」に基づき、感染症対策を講じる。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、その対応に十分配慮する。

また，必要に応じて福祉避難所への移動，社会福祉施設への緊急入所，避難所内の個室利用等を行う。

(4) 継続的要配慮者名簿のリストアップ

市は，援助者が変更しても継続援助が提供できるよう，個別的に継続援助が必要なものについて，避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を作成する。

(5) 関係機関との連携の強化

市は，県及び他市町村と，支援を必要とする高齢者，障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス，ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

第13節 食料，生活必需品等供給計画

第1 実施機関

第2 食料，生活必需品等の調達

第3 食料，生活必需品等の応急供給

第4 災害救助法による炊き出しの実施及び生活必需品の給与等

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害時に，住家の被害等により自宅で炊飯ができず，また，食品の販売機構が麻痺し，食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い，又は，住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し，一時的に被災者の食生活を保護する。

第1 実施機関

1 食料等の供給は，市が実施する。

また，災害救助法適用時には県と連携して行う。

2 市において実施が困難な場合は，近隣市町村，県，国，災害協定先等の応援を得て実施する。

第2 食料，生活必需品等の調達

市は，被害の状況等から判断して必要と認めたときは，市が備蓄している食料等を放出することはもとより，さらに不足が生じたときは，県，あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料等を調達し供給を行う。

1 公的備蓄

市は，食料等について，必要量を備蓄し，次の手順により迅速に供給する。

- (1) 被害の状況等から判断して必要と認めた場合は，市の備蓄物資の放出を決定する。
- (2) 備蓄に不足が生じた場合には，県に支援要請を行い県備蓄の提供を受ける。
- (3) 輸送業者等は，県の備蓄場所から市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引き渡しを行う。

2 流通在庫備蓄

市及び県は，流通在庫備蓄協定締結企業から，次の手順により食料等を調達し，市民に供給する。

- (1) 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合は，水戸市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引渡しを行う。
- (2) 輸送が困難な場合は，自衛隊の航空機等及びトラック協会等に輸送を要請する。

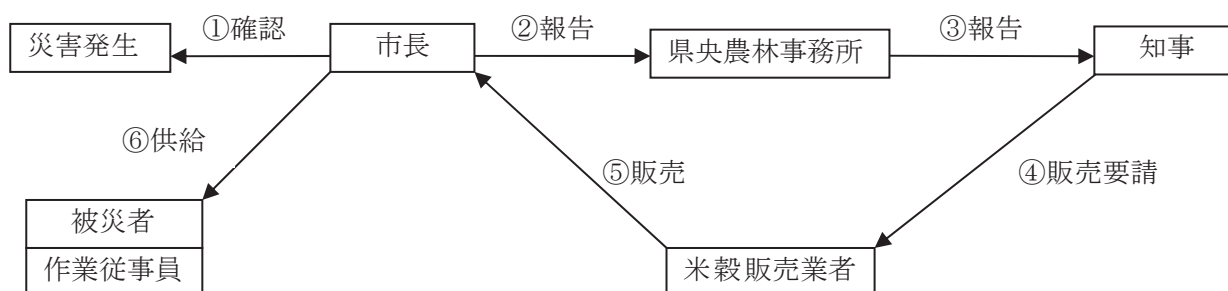
協定企業名	所在地	締結日	連絡先
いばらきコープ生活協同組合	小美玉市西郷地 1703	H16. 3. 1	0299-35-7828
イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原	中原町135	H18. 8. 24	029-259-1000
イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	中原町135	H18. 8. 24	029-259-1400
イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	柳町2-11-8	H18. 8. 24	029-302-2222
生活協同組合パルシステム茨城	梅香2-1-39	H25. 1. 18	029-227-2225
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区 清水4501-1	H27. 3. 20	025-371-4185
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二 番町8-8	H30. 6. 15	03-6238-3711
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日 2-18-2	H30. 6. 15	024-924-3111
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲 田の杜1-2-1	R2. 3. 31	0495-88-7100

3 米穀の調達

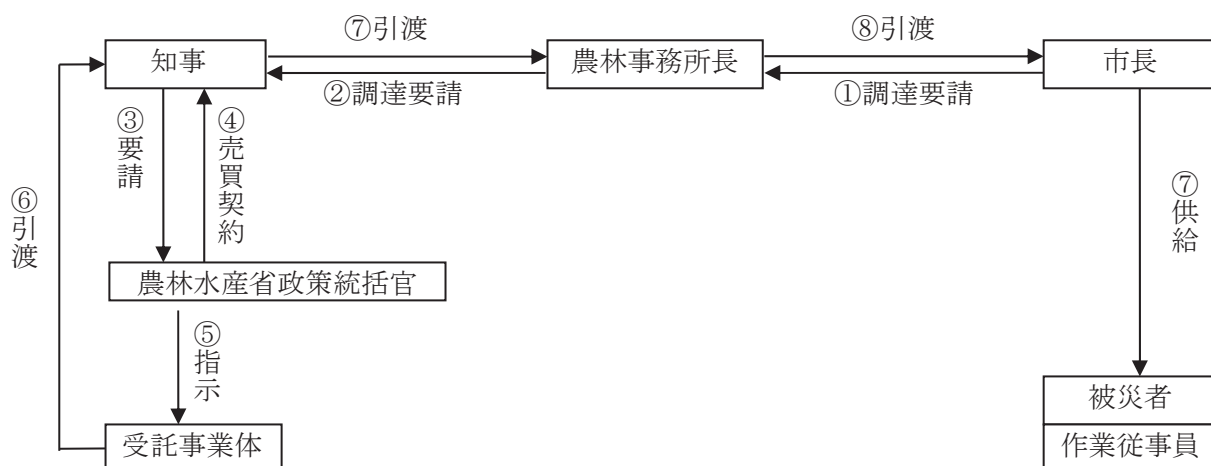
(1) 市長は、販売業者から所有の米穀を購入し、被災者に供給する。この場合、各関係機関の措置は次のとおりである。

ア 市長は、応急食料の供給を必要とする人員を、農林事務所長を通じて知事に報告する。

イ 知事は、アの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。

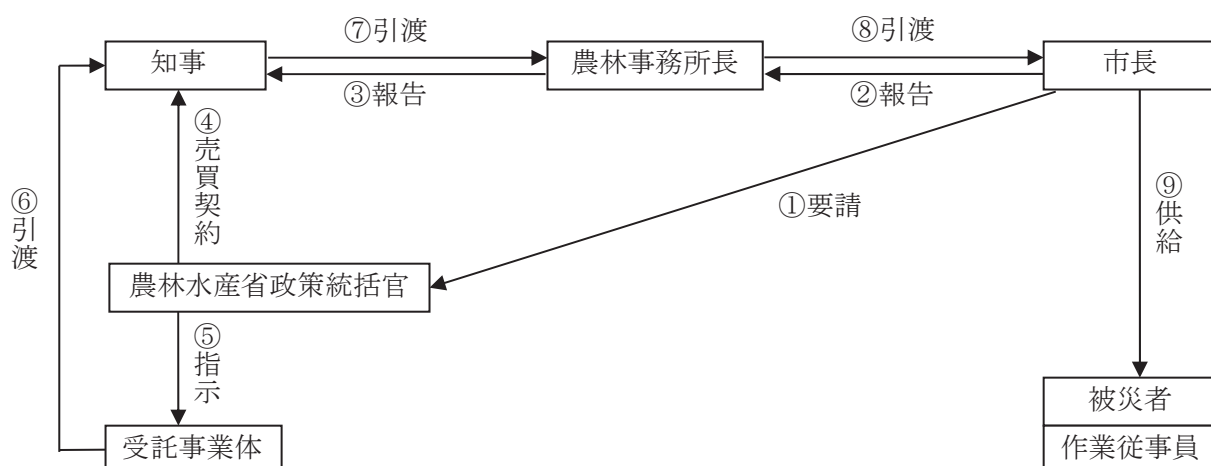


(2) 災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、市長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ農林水産省政策統括官に対し、応急用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。



※ 受託事業体：政府が所有する米穀の保管，輸送，販売等の業務を一括して受託する企業

(3) 市長は，交通通信の途絶により(2)による引渡しを受けられない場合は，農林水産省政策統括官に対し，応急用米穀の調達を要請し，必要量を確保する。この場合，市長は，事後速やかに知事に報告しなければならない。



4 産業経済部長は，市内の被害状況と米穀の在庫場所を勘案し，調達先の決定，放出の要請及び配送手配等の必要な措置をとるとともに，各部長に連絡し，それぞれの所管に係る食料の調達について依頼する。

5 食料の調達は，市内小売販売業者所有米穀を第一次調達，市内卸売販売業者所有米穀を第二次調達とし，市内卸売販売業者所有米穀が不足する場合には，市長は，農林水産省所管の応急用米穀の調達を要請する。

6 副食，調味料等の調達は，公設地方卸売市場を供給基地として，魚介，野菜類の調達及び供給体制を確立する。

また，必要に応じ市内大型小売店，卸売関係業者等に弁当，副食，調味料等の供給を要請し，必要な輸送手段を講じる。

7 炊き出しに必要なプロパンガスやコンロについては，協定を締結している茨城県高

圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと確保に努める。

第3 食料、生活必需品等の応急供給

産業経済部長は、次により食料等の応急供給を行う。

1 応急供給を行う場合

- (1) 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により食料等の供給機関が通常の供給を行うことができないため、それらの機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

2 供給対象者

応急供給を行う対象者の決定は、産業経済部長が各部長と協議し、地区内の被害状況及び被災者の状況等から次の事項を勘案し、選定する。

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水等であって炊飯のできない者
- (3) 市内の旅行者又は一時的滞在者等
- (4) 被害を受け、一時縁故先に避難する者
- (5) その他産業経済部長が必要と認める者

3 緊急時食料連絡員の配置

産業経済部長は、食料供給に関する情報を迅速かつ的確に把握し、応急供給の円滑を図るため、緊急時食料連絡員を配置し、災害時又は災害発生のおそれのある場合の情報収集活動や、行政機関及び他の機関の食料供給に関する指示等の連絡活動を行う。

4 県、他市町村への協力要請

市は、市内に多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料、生活必需品等の供給の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき他の自治体に協力を要請する。

県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講じる。

- (1) 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- (2) 集団給食施設への炊飯委託
- (3) 調理不要な乾パン、食パン等の供給

5 品目

(1) 食料

主食のほか、必要に応じて副食、調味料を提供できるよう配慮する。乳児に対しては、粉ミルク又は液体ミルクを提供する。

ア 主食（米穀、パン、おかゆ等）

イ 副食（野菜、漬物等）

ウ 調味料（味噌，醤油，食塩等）

(2) 生活必需品等

ア 寝具（毛布等，段ボール製ベッド・シート・間仕切り）

イ 日用品雑貨（石鹼，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレットペーパー，ごみ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ等）

ウ 衣料品（作業着，下着（上下），靴下，運動靴，雨具等）

エ 炊事用具（鍋，釜，やかん，ケトル，包丁，缶切等）

オ 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳瓶等）

カ 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，L P ガス容器一式，コンロ等附属器具，卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート，仮設トイレ，土のう袋等）

第4 災害救助法による炊き出しの実施及び生活必需品の給与等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第14節 応急給水計画

第1 応急給水計画

担当部	市民協働部，生活環境部，水道部
担当班	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 応急給水計画

市は，災害時における速やかな飲料水等の確保と施設の応急復旧に万全を期するとともに，応急給水活動においては，自主防災組織及びボランティアと連携し迅速かつ円滑な対応に努める。

また，本市のみでの給水活動が困難である場合には，協定を締結している自治体等に協力を要請する。

1 応急給水活動

市は，災害により水道施設が破壊され，飲料水が枯渇，汚染又は断水した地区の被災者に対しては，近隣の配水池や，耐震型循環式飲料水貯水槽の水を有効利用し，給水車による対応及び臨時に設ける給水栓等により飲料水を供給する。

なお，給水基準は，1人あたり1日3リットルとする。

2 給水拠点及び給水基地

市の給水拠点及び給水基地は，次表のとおりである。

(1) 給水拠点（応急給水活動の拠点となる常設給水所）

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
耐震型循環式飲料水貯水槽 （白梅資材置場）	白梅2-11-10	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （東町運動公園）	緑町2-3-9	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （十軒町児童公園）	東台1-11-1	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （三の丸緑地）	北見町126-32	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （偕楽園公園【四季の原】）	千波町2631	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （梅が丘小学校）	姫子1-827-2	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （石川小学校）	石川4-4035	100m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 （渡里小学校）	堀町468-1	100m ³
千波配水池	千波町1508-3	10,000m ³

※ 上記以外に，仮設給水所として各市民センターに応急給水タンクを設置し，飲料水の供給を行う。

(2) 給水基地（仮設給水所等へ運搬給水を行うための飲料水補給施設）

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
開江配水池（４池）	開江町465	21,200m ³
楮川第１配水池	田野町1662-14	14,400m ³
楮川第２配水池	〃	12,000m ³
常澄配水池	大場町997	2,500m ³
内原配水池	有賀町1903-7	3,000m ³
千波配水池	千波町1508-3	10,000m ³
国田配水池	田谷町1964-2	1,500m ³

3 応急給水用資器材

市は、応急給水に要する給水用資器材類を備蓄する。

4 災害時の飲料水の確保に関する協定

協定企業名	所在地	締結日	連絡先
株式会社アクアクララ水戸	西原1-10-6	H19. 6. 13	029-252-4132
株式会社伊藤園水戸東部支店	笠原町字下組 652-2	H23. 12. 28	029-243-0339
コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社	渋井町80	H25. 2. 18	029-221-7141

※ 市民センターに設置している飲料水の自動販売機は、各設置業者と「災害時の飲料水の確保に関する協定」を締結していることから、災害発生時には、自動販売機内の在庫商品の無償提供を受けることができる。

5 輸送計画

市は、応急給水及び応急復旧に必要な人員及び資材の輸送は、水道部所管の車両、各部所管の車両等をもって行うことを原則とする。車両等が不足する場合は、災害対策本部を通じて外部に応援要請を依頼する。

また、自力での給水活動が困難である場合には、協定を締結している自治体等に協力を要請する。

6 生活用水の確保

市は、災害発生が予想される場合は、停電等による断水を考慮し、事前に各家庭において必要な水道水をできる限り貯水するように、広報活動等を通じて市民に呼びかける。

また、市は、災害時生活用水協力井戸の登録を促進し、生活用水の確保に努める。

災害等による停電で当該井戸の汲み上げが不可となった場合には、自主防災組織及びボランティアと連携し、各避難所等に配備している発電機を利用する。

さらに、市は、雨水貯留施設等の住居等への設置を促進し、災害時の生活用水対策に努める。

7 広報

市は、断水した場合、市民に対し、応急給水の実施、復旧の見通し等について適切な広報活動を実施する。

また、災害時生活用水協力井戸については、市民センターでの井戸マップの掲示、市ホームページへの井戸情報の掲載、敷地内への看板設置、地区会を通じての周辺住民への周知などにより、周知徹底に努める。

8 経費の負担等

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

9 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、協定を締結している茨城県薬剤師会検査センターと連携し、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、検査機構に検査を依頼する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画

第1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

第2 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

第3 外国人に対する安全確保対策

担当部	市長公室，保健福祉部
担当班	災害対策班，市民生活班，福祉総務班，高齢福祉班，障害福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

災害時に自力で避難が困難になる，高齢者や障害者等の要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行う。

また，要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は，施設管理者が実施する。在宅の要配慮者に対する安全確保対策は，市が実施する。

さらに，当該施設及び市限りで困難な場合は，近隣市町村，県，国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は，避難誘導計画に基づき，入所者に対し，安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。県及び市は，施設管理者の要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため，職員を派遣するとともに，近隣市町村に応援を要請する。

また，近隣の要配慮者利用施設，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，関係機関と連携し，安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに，病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

3 食料，飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は，食料，飲料水，生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに，不足が生じたときは，市に対し応援を要請する。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，食料，飲料水，生活必需品等の調達及び

配布を行う。

4 介護職員等の派遣

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市に対し応援を要請する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

県及び市は、被災した施設入居者や他の施設に避難した入居者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等との協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設におけるライフラインの早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第2 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

1 安否確認、支援活動

災対法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者びボランティア等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(1) 避難行動要支援者への安否確認

市及び避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿の情報等を活用し、迅速な安否確認に努める。

なお、平常時における名簿情報の提供に同意した者以外の避難行動要支援者については、市長が特に必要と認める場合において、名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

(2) 避難行動要支援者への支援活動

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行った際には、地域の防災活動拠点施設である市民センターにその情報を集約する。

また、市及び避難支援等関係者は、市民センターに集約された安否確認等の情報や各要支援者に関する個別計画を活用し、支援活動を実施する。

2 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送は、避難支援等関係者等の協力を得るとともに、市有自動車、社会福祉施設所有自動車及び搬送等に係る災害協定締結団体等の所有自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、市は、福祉避難所の食料品の提供に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第3 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

県、県国際交流協会及び市国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

市は、広報車や防災無線、インターネット通信等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、市国際交流協会は、県国際交流協会と連携し、地域国際化協会連絡協議会や語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター等を設置し、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国

人の避難誘導等への支援を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

市は、市国際交流協会及び県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

また、県及び市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化及び相互連携に努める。

5 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

(1) 受入体制の確保

市国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

市国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は、次のとおりである。

ア 語学ボランティアの募集、登録、受入、協力依頼、派遣

イ 市担当窓口及び県等との連絡調整

ウ その他

(3) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は災害発生後、災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入窓口」が設置された際には、「受入窓口」との連絡調整担当者を定め、「受入窓口」と県内部との連絡調整や、情報の収集・提供及び広報活動等を行う。

(4) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次のとおりである。

ア 外国語の通訳

イ 外国語の資料の作成・翻訳

ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第16節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画

第1 応急仮設住宅の提供

第2 住宅の応急修理

担当部	都市計画部
担当班	住宅政策班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 応急仮設住宅の提供

市は，災害のため住家が全壊し，自らの資力では住家を確保することのできない者等に対し，応急仮設住宅を提供し，被災者の居住支援に努める。

応急仮設住宅の提供に当たっては，避難者の実情に応じ，その構造，配置に十分配慮することが必要である。

また，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，避難者の多様なニーズを反映できるよう配慮する。

応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

1 実施機関

応急仮設住宅提供の実施機関は，次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅の提供は，市が実施する。ただし，災害救助法を適用したときには県が行う。
- (2) 市又は県において実施が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 都市計画部長は，被害状況を勘案して応急仮設住宅の建設計画を策定するとともに，市内の建設業者等に建設を委託して実施する。

2 対象者

応急仮設住宅への入居基準は，次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊，全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力により，住家を確保することができない者で，おおむね次に例示する事項のいずれかに該当するものであること。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない母子世帯，老人世帯，身体障害者世帯，病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者，中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的弱者

3 提供期間等

応急仮設住宅の建設は、原則として災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その提供期間は完成の日から2年以内とする。

4 建設設置場所

建設設置予定場所は、国、県又は市の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

5 設置計画

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告し、県は、市からの報告を基に全体計画を作成する。

6 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等が県から提供され次第、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

7 要配慮者への配慮

市は、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した応急仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努める。

8 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じ市が委任を受けて行う。

9 経費の負担等

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第2 住宅の応急修理

1 実施機関

住宅の応急修理の実施機関は次のとおりとする。

- (1) 住宅の応急修理は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市での対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 対象世帯

- (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯（「半壊」及び「準半壊」）
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯（「大規模半壊」）

3 期間

応急修理は、災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

4 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

5 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

6 経費の負担等

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第17節 応急医療計画

- 第1 応急医療体制の確保
- 第2 応急医療活動
- 第3 後方支援活動
- 第4 災害救助法による医療及び助産
- 第5 医療ボランティア活動

担当部	保健医療部，消防局
担当班	医療救護班，救急班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救護を行うために，市の災害対策本部設置にあわせ，各医療機関，医療関係団体においても災害対策部門を設置し，初動体制を整える。

また，全ての医療関係者は，可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め，被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに，自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には，自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

2 医療救護チーム，災害派遣医療チームの編成，派遣

国，県，各医療関係団体等は，状況に応じ速やかに医療救護チーム，災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）を編成し，被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は保健所に派遣するよう努める。県保健福祉部現地対策本部又は保健所は，派遣された医療救護チーム，DMATの配置調整等を行う。

(1) 市

市は，必要に応じて医療救護班等を編成し出動するとともに，災害の種類及び程度により水戸市医師会，水戸市歯科医師会及び水戸薬剤師会に出動を要請し，災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また，災害の程度により市で十分な対応ができないときは，県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 県（保健福祉部）

県は，市から医療救護に関する協力要請があったとき又は医療救護を必要と認めたときは，県立病院をはじめ国立病院機構病院，日赤茨城県支部，県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会等関係団体，災害拠点病院，DMAT指定医療機関及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）登録機関に対し協力を要請する。

また，必要に応じ，国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「J

MA T」という。)の派遣を要請する。

なお、DMA Tによる活動と並行し、DMA T活動の終了以降、JMA T、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、医療救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては、災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。

(3) 国、各医療関係団体

国立病院機構病院、国立大学法人病院及び県医師会等医療関係団体は、原則として、県の要請により医療救護チーム、DMA T等を編成・派遣して医療救護活動を行う。

(4) 日赤茨城県支部

日赤茨城県支部は、県の要請又は自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は、「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行う。

また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを茨城県災害対策本部保健福祉部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。

なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。

3 医療救護所の設置

市は、学校、市民センター等の避難所、病院及び保健所等に医療救護所を設置する。

また、市災害対策本部は、必要に応じ、県に医療救護所の設置要請を行う。ただし、県は、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置する。

4 医薬品・資機材等の確保

市は、医療品等（必要資機材も含む。）を災害の規模・種類に応じて、水戸薬剤師会、医薬品事業者、県などに対して必要な医薬品等の調達について協力要請を行う。

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給する。

輸血用血液製剤等については、茨城県赤十字血液センターに協力要請を行う。

県は、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、速やかにヘリコプターによる搬送を行う。

第2 応急医療活動

1 医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院，国立大学法人病院，公立病院，日赤病院及び災害拠点病院等は，設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに，トリアージを効果的に実施する。

2 医療救護班，医療救護チーム・DMAT等による医療活動

(1) 医療救護班，医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護班・DMAT等は，自らの移動手段の確保等に努める。

市は，医療救護活動を円滑に実施できるよう，医療救護班，医療救護チーム・DMAT等の輸送にあつては，輸送手段の最優先確保など特段の配慮を行う。

(2) 医療救護班の業務

- ア 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 医療機関への転送の要否判断及び順位の決定
- エ 死亡の確認
- オ 遺体の検案
- カ その他状況に応じた処置

(3) DMAT等の業務

DMAT等は，被災地における活動（域内搬送病院内支援，現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは，被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り，医療を必要とする被災者の情報収集に努め，医療活動を行う。

第3 後方支援活動

1 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。

市及び県は，市内救急告示医療機関及び救急協力医療機関の協力を得て，収容にあたるほか，県は，広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として，県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供し，これにより消防局は，重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は，傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報シ

システム（E M I S）や県保健福祉部現地対策班等の情報に基づき，迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上，傷病者を搬送する。

なお，病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合，自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか，必要に応じて消防局又は県に対し救急自動車，ヘリコプター等の出動を要請する。

（2）搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けたとき，市及び消防局は，自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防局で救急自動車を確保できない場合，あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は，市が関係機関と連携し，安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

また，必要に応じて県に対して救急自動車，防災ヘリコプター等の出動を要請する。

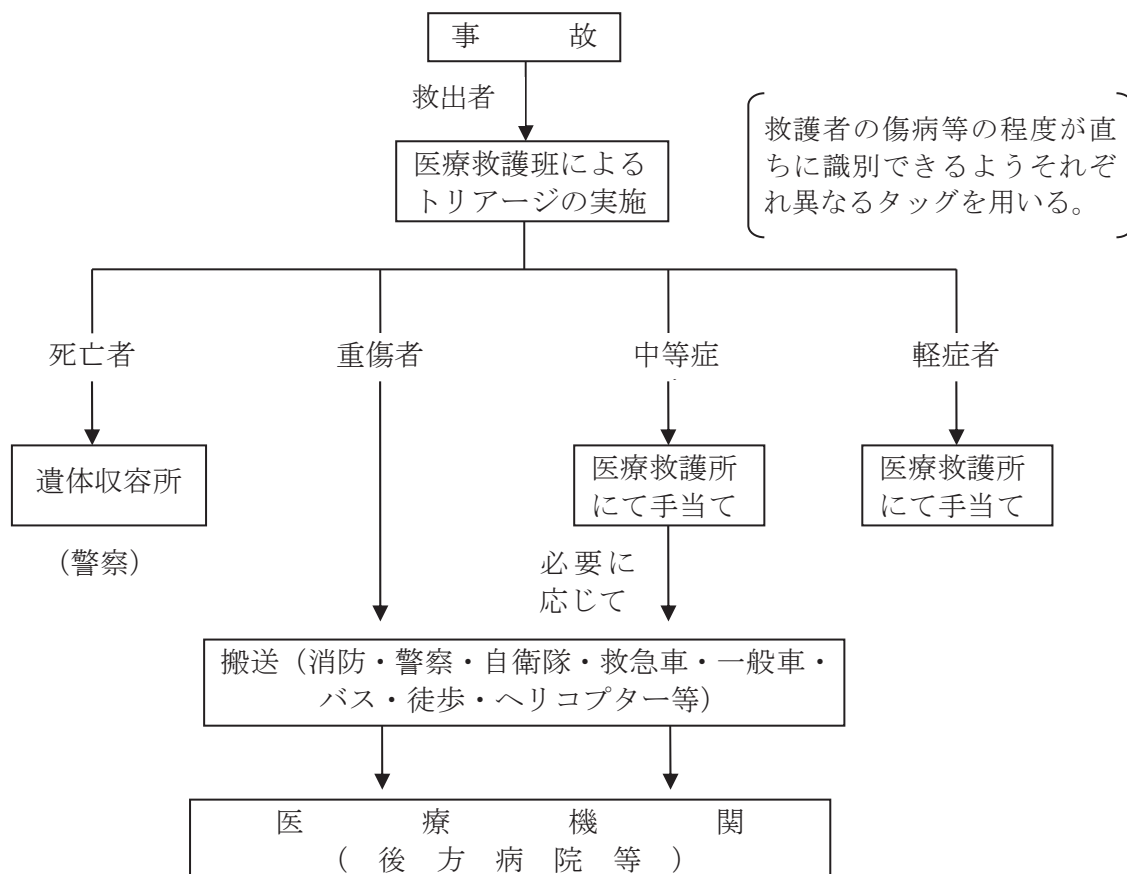
さらに，ヘリコプターによる患者搬送に当たっては，関係消防機関と協議のうえ，次の受入体制を確保する。

ア 離発着場の確保，病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

被災現場から医療救護所までは，警察署，自衛隊，自主防災組織及びボランティア等の協力を得て，車両又は担架等により搬送する。

3 医療体系図



4 人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。そのため、市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ、その情報を提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等への斡旋に努める。

県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

(2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、被災地内の在宅患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

また、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場

合は、関係団体（茨城県医薬品卸売組合，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

(3) 周産期医療

市は、被災地の小児慢性疾患及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

あわせて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

第4 災害救助法による医療及び助産

1 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市及び県限りで困難な場合は、国，その他関係機関の応援を得て実施する。
- (3) (1)により県が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会，国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

2 医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院，診療所に移送し治療する。

(3) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置，手術，その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への受入

オ 看護

(4) 費用の限度額

ア 救護班による場合

使用した薬剤，治療材料及び医療器具の修繕費の実費

イ 一般病院，診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(5) 実施期間

災害発生の日から14日以内

3 精神保健，心のケア対策

(1) 心の健康相談窓口の設置及び救護活動の実施

市は，県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が設置する心の健康相談窓口に協力する。

市及び県は，連携して次のことを実施する。

ア 第1～2段階

心の健康相談，D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必D P A Tとの同行訪問

イ 第3段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握，対応，D P A Tへの情報提供

ウ 第4段階

(ア) 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動（必要時同行訪問）

(イ) P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 高齢者，障害者，こども，外国人に対する心のケア対策の実施

市は，ボランティアの支援を得ながら，医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに，心理的サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子ども，障害者，外国人に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

市は，被災者の心理的ケアに対応するため，「心のケア」や「P T S D」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに，避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

4 助産

(1) 対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

(2) 実施方法

医療と同様救護班により実施する。ただし，必要に応じて助産師，産院又は一般医療機関で行う。

(3) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前，分べん後の処置

ウ 脱脂綿，ガーゼ，その他衛生材料の支給

(4) 費用の限度額

ア 救護班，産院，一般医療機関の場合

衛生材料費，処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費

イ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額。

(5) 実施期間

分べんした日から7日以内とする。

5 経費の負担等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第5 医療ボランティア活動

1 受入体制の確保

災害発生後，直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し，医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い，医療ボランティアを確保する。

2 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は，次に示すとおりである。

(1) ボランティアの募集，登録，協力依頼，派遣

(2) 県保健福祉部との連絡調整

(3) その他

3 医療ボランティアの配置

県は，医療ボランティアの現地従事に関し，被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで，各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い，登録手続きの済んだ医療ボランティアを受け入れ，被災地内保健所において，必要な医療救護所等に配置する。

4 活動内容

(1) 医師

ア 医療救護チームに加わり，医療救護所で診療を行う。

イ 被災地の医療機関において診療を行う。

ウ 後方医療施設において診療を行う。

エ 避難所等を巡回し診察等を行う。

オ 遺体の検案を行う。

※ 精神科医の医師についてはイ，エの精神科領域を担当

(2) 看護師

ア 医療救護チームに加わり，医療救護所で診療補助を行う。

- イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。
 - ウ 後方医療施設において診療補助を行う。
 - エ 避難所等を巡回し、診療の補助等を行う。
- (3) 臨床検査技師
- ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
 - イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
 - ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。
- (4) 診療放射線技師
- ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
 - イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。
- (5) 理学療法士
- ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において理学療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。
- (6) 作業療法士
- ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において作業療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。
- (7) 薬剤師
- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
 - イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。
- なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
- ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
 - エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
 - オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
 - カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
- (8) 保健師
- 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
- (9) 助産師
- 避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- (10) 栄養士
- 避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。

(11) 歯科医師

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

(12) 歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。

(13) 歯科技工士

避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

(14) 精神保健福祉士

被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。

(15) 臨床心理士

ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。

イ 県及び市が設置する心の相談窓口において相談を行う。

ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。

(16) あん摩マッサージ指圧師

避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

(17) はり師

避難所等において、はりの施術を行う。

(18) きゅう師

避難所等において、きゅうの施術を行う。

第18節 防疫計画

第1 防疫計画

担当部	生活環境部，保健医療部
担当班	環境保全班，清掃班，医療救護班

第1 防疫計画

市は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）及び予防接種法の規定に基づく県知事の指示に基づき，水戸薬剤師会をはじめとする関係機関との連携により，迅速かつ的確な防疫活動を実施して，感染症の発生を防止する。

1 防疫活動組織

県は，感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし，保健福祉部内及び保健所ごとに防疫関係の組織を設置するとともに，市町村の防疫担当者を対象とする研修を行う。

市は，防疫班を組織し，必要な訓練を行う。

防疫班は，災害の状況等により班数及び編成人員を適宜増減し，防疫活動等を行う。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は，災害の発生後において，県，気象庁，警察及び消防等との連絡を取り，被害の状況などの情報を収集するとともに，防疫措置に必要な地域又は場所を把握し，相互に情報の伝達を行う。

また，医療機関においても，被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに，発見した場合又は疑いのある場合は，保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお，適切な防疫措置を講じるため，被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに，避難所感染症サーベイランス（調査・監視）を実施し，定期的な状況の把握に努める。

3 防疫計画及び対応策

県及び市は，地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し，災害予想図を作成するとともに，できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

災害発生後においては，防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

4 防疫措置

市は，感染症予防法に基づく県の指示によるほか，必要な防疫措置等を行う。

なお，被災家屋等の消毒については，市で薬剤を配布するが，各家屋において自主的に消毒するよう協力を求める。

市は，被災実情に応じ，保健所職員をもって組織する防疫班などにより，次の事項

を行う。

(1) 積極的疫学調査

(2) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

(3) 井戸水の消毒指導

(4) その他の防疫措置に必要な事項

県は、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

5 防疫用薬剤及び資機材の確保

市は、防疫に関する薬剤等を、県と協議し、速やかに確保する。

また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町村、県等に協力を求める。

6 患者等の措置

被災地において、就業制限若しくは入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、感染症予防法に基づき適正な措置を講じる。

また、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

7 予防教育・広報活動

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、避難所や災害発生地域においても予防教育を行うとともに、パンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

8 医療ボランティア

市は、必要に応じて水戸薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を要請する。

9 その他

災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第19節 清掃計画

第1 ごみ処理計画

第2 し尿処理計画

担当部	生活環境部
担当班	衛生事業班，清掃班

災害時における廃棄物（粗大ごみ，可燃・不燃ごみ，し尿等）については，混乱の最中に同時大量の収集，運搬及び処理が必要となる。処理施設の被害，通信，交通の輻輳等多くの困難が予想されるが，市災害廃棄物処理計画に基づき，市民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため迅速かつ適切に行う。

第1 ごみ処理計画

1 組織体制・処理体制の確立等

市は，災害廃棄物の処理に必要な組織体制を構築し，市内の被災状況や，廃棄物処理施設の被害状況の把握に努めるとともに，災害廃棄物，生活ごみの処理体制を確立する。

2 収集方法の決定及び収集運搬体制の構築

市は，災害廃棄物，生活ごみの収集方法を決定し，収集運搬体制を構築する。

3 仮置場の設置・管理

市は，災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間，被災状況に応じて適正な場所に仮置場を設置する。

また，その後の処理を適正かつ円滑・迅速に実行するため，災害廃棄物を品目毎に分別仮置きし，保管する。

4 市民への周知・広報

市は，災害廃棄物の排出方法，仮置場の開設状況，市清掃工場の稼働状況等の情報について，市民へ周知・広報を行う。

5 排出・収集運搬・処理

(1) 排出

市民及び事業者は，災害廃棄物を分別後，市の指定する場所へ排出・搬入する。

(2) 収集運搬

市は，市民及び事業者が排出した災害廃棄物を収集し，市清掃工場等へ運搬する。

(3) 処理

市は，災害廃棄物の種類や性状に応じた破碎・選別や焼却等の中間処理を行う。

処理に当たっては，再生利用の推進を図り，処分量や費用の削減に努める。

6 協力・連携

市は、災害廃棄物の処理に当たり、各種協定に基づき、県、県内市町村、一部事務組合及び協定締結団体と協力・連携体制を構築する。

第2 し尿処理計画

市は、被災地域の汲取作業について早急に被災状況を把握し、委託企業との緊密な連携により迅速に作業を行う。

1 し尿処理排出量の推計

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は、地区ごとの被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、処理計画を策定する。

2 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合には、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

3 地区別処理計画

市は、対象世帯数、滞水量、必要車両数等を算定し、地区別に処理計画を策定する。
処理施設は、見川クリーンセンター等とする。

4 公衆トイレ

関係各部所管の公衆トイレは、順次、巡回点検して清掃消毒等の作業を行い、早急に利用可能な状態に復旧する。

5 災害対策用仮設トイレの設置

必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

6 市民への啓発

水洗トイレを使用している世帯に対しては、断水に対処するため、広報紙やパンフレットにより水の汲み置き等の生活用水確保に努めるよう啓発する。

7 し尿処理の広域応援体制

関係機関との協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

第20節 行方不明者等の搜索及び埋葬計画

第1 行方不明者の搜索

第2 遺体の処理

第3 遺体の火葬

第4 災害救助法による死体の搜索及び処理

担当部	総務部，生活環境部，保健医療部，消防局
担当班	市民班，衛生事業班，医療救護班，消防救助班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 行方不明者の搜索

1 搜索活動の実施

市は，災害により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を，消防機関，消防団員，自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合，市及び県は，周辺市町村，自衛隊等に対し応援の要請を行い，これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第25節「自衛隊の派遣要請計画」を参照のこと。

2 身元確認・検案

市は，人命救助，救急活動及び行方不明者の搜索中に死体を発見したときは，災害対策本部及び水戸警察署に連絡するとともに，身元確認を行い，遺体の収容時には，水戸警察署長に遺体の検案を要請する。

第2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施する。ただし，災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

上記により県が行う遺体の処理は，日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき，日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し，必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

市及び県だけでは対応が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には，医療救護班は，人心の安定上，腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い，遺体を一時保存し，身元確認，検案，火葬に備える。

2 検案

検案とは，医師法上，医師の診察中の患者ではない者が死亡した場合，又は医師の診療中の患者が，最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に，その遺

体について死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、医療救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で医療救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

また、県、日赤県支部、関東信越地方医務局等は医療救護班の検案活動に協力する。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が大きい場合は、市では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

また、他市町村から要請があった場合は、これに協力する。

(2) 棺等の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長時間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、埋火葬許可証を発行する。

身元不明者については、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(5) 遺体の引渡し

縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査のうえ、これを引き渡す。

(6) 一時保存期間

身元確認のために収容所（安置所）に一時保存しておく期間は、概ね夏は2日程度、冬は3日程度とする。

第3 遺体の火葬

災害の際、死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合は、市が火葬を実施する。

ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

1 遺体は、火葬場に埋火葬許可証を送付し、火葬する。

2 身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

- 3 市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

第4 災害救助法による死体の搜索及び処理

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第21節 障害物の除去計画

第1 障害物の除去

第2 障害物の集積場所

第3 災害救助法による障害物の除去

担当部	生活環境部，建設部
担当班	清掃班，建設計画班，道路管理班，土木補修班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は，災害によって建築物又はその周辺に運びこまれた土石，竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について，被災地における状況を把握し，必要と認められる場合は，水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業共同組合等の協力を得て除去を実施する。

また，市のみでは処理が困難な場合は，県に対して協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去等

(1) 市は，管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し，必要と認められる場合は除去を実施する。その際，あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし，各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

(2) 道路法面崩壊が予想される箇所については，パトロールを行い，交通規制や土のう積み，シートで養生する等の措置を行うとともに，民間の建設，土木業者等に対し，出動体制を整えておくよう要請する。

(3) 樹木倒壊による道路寸断等が予想される箇所（送配電設備への影響で停電が発生するおそれがある場合を含む）については，パトロールの実施，樹木の所有者・管理者への注意喚起，電力会社等の関係企業・団体と協働した樹木の伐採等により，迅速かつ適切な応急措置に努める。

(4) 災害が発生した場合，直ちに被害状況について現場調査を行い，警察に連絡し，交通規制等の措置を行うとともに，早急に土砂の処分や土のう積等の応急を行う。

3 河川障害物の除去

河川管理者は，所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し，危険と認められる場合は除去を実施する。

第2 障害物の集積場所

1 障害物の集積場所として，市管理地及び公共有地を原則として選定する。

また，集積場所については，災害廃棄物の仮置場の活用を検討する。

2 崩落土は，応急措置として最寄りの遊休地に運搬する。

第3 災害救助法による障害物の除去

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第22節 緊急輸送計画

第1 緊急輸送の実施

第2 緊急輸送道路等の確保

第3 緊急車両等の確保

担当部	市民協働部，建設部
担当班	災害対策班，道路管理班，土木補修班

市は，災害時の緊急輸送を効率的に行うため，関係機関と協議の上，指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し，緊急輸送道路の確保を最優先として，啓開作業を行う。

また，運送事業者等と連携し，輸送車両，ヘリコプター等の確保や，救援物資の輸送拠点の整備，輸送体制の充実等を図るとともに，緊急交通路の確保，被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消を目的とした，交通規制を関係機関と連携し実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 総括的に優先されるもの

- (1) 人命の救助，安全の確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助，救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- エ 災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員・物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物

第2 緊急輸送道路等の確保

1 被害状況の把握

市、県及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

2 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。その際、第1次緊急輸送道路を最優先とし、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路、災害時主要道路の順に行う。

また、2車線確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交互通行ができる待避所を設ける。

3 放置車両対策

市、県及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、かつ緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合は、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 啓開等に必要となる人員・資機材の確保

市は、被害状況に基づき、道路啓開等に必要となる人員、資機材等の確保に努める。

第3 緊急車両等の確保

1 車両の調達

市は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、市内輸送業者、近隣市町村又は県に対して調達・斡旋を要請する。

2 鉄道による輸送の確保

災害時において自動車による輸送が不可能なとき、遠隔地のため鉄道による輸送が適切な場合には、東日本旅客鉄道株式会社に依頼する。

3 ヘリコプター等による輸送の確保

地上交通が途絶した場合又は輸送に急を要する場合には、県にヘリコプター等による輸送を要請し、被害の情報収集、救出、救助活動を行う。

4 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）

について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

(1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

(2) 前記(1)により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

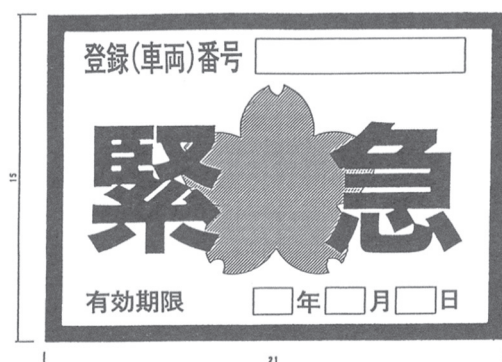
(3) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届け出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図る。

また、この事前届け出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

(4) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次のとおりである。

〔標章〕様式第3（第6条関係）



備考1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 4 （第 6 条関係）

第		号	年		月	日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書						
				知	事	印
				公安委員会		印
番号標に表示されている番号						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）						
使用者	住 所	() 局 番				
	氏 名					
通 行 日 時						
通 行 径 路	出 発 地		目 的 地			
備 考						

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第23節 災害救助法の適用計画

- 第1 災害救助法の適用基準
- 第2 災害救助法の適用手続
- 第3 災害救助法による救助
- 第4 災害対策基金等の管理
- 第5 郵政事業に係る特別取扱い

担当部	総務部，財務部，市民協働部，生活環境部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部
担当班	市民班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，衛生事業班，清掃班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，医療救護班，商工観光班，土木補修班，住宅政策班，教育企画班，学校教育班，消防救助班，応急給水班
関係資料	災害救助法の適用関係資料

市内に一定基準以上の被害が発生し、応急的な救助を必要とする場合、市長は、直ちに、知事に災害救助法の適用を要請し、必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準

1 適用となる災害

災害救助法が適用となる災害は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定に該当する災害で、本市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市内の100世帯以上の住家が滅失した災害
- (2) 県内の2,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の50世帯以上の住家が滅失した災害
- (3) 県内の9,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の多数世帯の住家が滅失した災害
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する災害

※参考 茨城県人口 2,845,097人（令和3年4月1日現在）
 水戸市人口 268,869人（令和3年4月1日現在）

2 滅失世帯の算定

- (1) 住家が全壊，全焼，流失等した世帯については，1世帯
- (2) 住家が半焼，半壊等著しく損傷した世帯については，1／2世帯
- (3) 床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については，1／3世帯

3 住家の被害種別

- (1) 住家の全壊，全焼，流失

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

4 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

市長は、市内における災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集するとともに、その状況を、知事に対して報告し、災害救助法の適用を要請する。

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3 災害救助法による救助

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市が行う。この場合、県は、事務の内容及び期間を市に通知する。

市は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

1 災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処置
- (14) 障害物の除去
- (15) 輸送費及び賃金職員等雇上費
- (16) 実費弁償

第4 災害対策基金等の管理

1 災害対策基金の管理

県は、災害により被災した地域の復興事業で、国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を補完するため、災害対策基金を積立てておく。

また、市においても、災害に備え災害対策基金を積み立てておく。

2 災害救助基金の管理

(1) 災害救助基金の積立

県は、災害救助法を適用した災害における救助の実施に要する経費に充当するため、同法第22条の規定により災害救助基金を積立てておく。

(2) 災害救助基金の運用

災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。

ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

イ 国債証券，地方債証券，その他確実な債券の応募又は買入

ウ 災害救助法第4条第1項に規定する給与品の事前購入

3 災害救助基金の管理

県は、災害救助法の適用には至らないが、被害が一定基準以上の災害における救助の実施に要する経費に充当するため、災害救助基金を積立てておく。

第5 郵政事業に係る特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。
なお、取り扱いは郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第24節 応急教育計画

第1 児童・生徒等の安全確保

第2 応急教育

第3 学校の衛生管理

第4 文化財の保護

担当部	教育委員会
担当班	教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

災害のため，平常の学校教育の実施が困難となった場合は，市教育委員会，国立大学法人及び私立学校施設設置者は，連携し，関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保する。

第1 児童・生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，学校の長（以下「校長等」という。）に対し，災害に対する情報を迅速・的確に伝達するとともに，必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は，関係機関から災害に関する情報を受けた場合は，速やかに教職員に伝達するとともに，自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお，児童・生徒等への伝達にあっては，混乱を防止するよう配慮する。

- (3) 校長等は，児童・生徒等及び学校施設に被害を受け，又はそのおそれがある場合は，直ちにその状況を市その他の関係機関に報告する。
- (4) 県，市及び各学校は，停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し，電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに，情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

2 児童・生徒等の誘導等

(1) 避難の指示

校長等は，的確に災害の状況を判断し，屋外への避難の要否，避難場所等を迅速に指示する。

なお，状況によっては，教職員が個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等は，避難を指示した場合は，児童・生徒等の安全を確保するため，あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお，状況により校外への避難が必要である場合は，市その他の関係機関の指示

及び協力を得て行う。

ア 避難誘導にあつては、教職員を必ず配置させる。

イ 避難の順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を優先に避難させる。

ウ 避難は、まず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ移動する。

エ 避難に当たっては、状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。

オ 状況により校外への避難が必要である場合は、市その他の関係機関の指示及び協力を得て行う。

カ 校長等は、避難誘導の状況を逐次教育長又は市長に報告するとともに、保護者に報告する。

キ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講じる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合には、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講じる。この場合、速やかに県及び市に、児童・生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡が取れない場合や、保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、日頃から児童・生徒等の引き渡し方法等について、保護者と連絡を図り、共通理解に努める。

(5) 保健衛生

県、市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から食料、飲料水、毛布等の備蓄に努める。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

第2 応急教育

1 教育施設の確保

市教育委員会、国立大学法人及び私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保し、教育活動を早期に再開するため次の措置を講じる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、市民センター・体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要がある場合は、仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教科書・学用品等の給与

- (1) 市は、災害により教科書・学用品（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒等に対して学用品等を給与するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合の救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

- (2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

3 教職員の確保

市教育委員会、国立大学法人及び私立学校設置者は、災害にともない教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講じる。

4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講じる。

- (1) 市は、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等との災害時の対応を協議し、避難所運営マニュアル等を作成し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難し

てきた地域住民等への対応の双方に留意する。

- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。
- (6) 校長等は、避難指示等が発令された場合、速やかに避難者の収容に必要な準備を開始する。

第3 学校の衛生管理

教育長は、学校長に指示して、災害時の衛生管理に努める。

1 事前措置

- (1) 校長等は、教職員による救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理の徹底を期する。
- (2) 校長等は、風水害等による被害が発生するおそれがあるとの通報を受けた際は、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。
- (3) 校長等は、衛生器材について、風水害等による被害を受けることのないよう安全な場所に移動する。

2 応急措置

- (1) 校長等は、授業の再開に備え、浸水被害校では学校内全部を消毒し、また、浸水を免れた学校においても、便所、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。
- (2) 校長等は、災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があった場合は、速やかに保健所及び教育長に届け出て適切な措置を講じる。

第4 文化財の保護

教育長は、文化財の被害の把握と速やかな修復措置に努める。

1 被害状況報告

文化財の所有者及び管理者は、指定文化財に被害が発生した場合は、被害状況を調査・把握し、教育長へ報告する。

2 防災措置

関係機関の長は、被災文化財の被害拡大を防止するため、防火及び防災措置を行うとともに、重要文化財の応急防護措置を講じる。

3 修復措置

教育長は、破損を受けた文化財について所有者及び管理者の許可を受け、速やかに修復等の措置を講じる。

第25節 自衛隊の派遣要請計画

- 第1 自衛隊に対する災害派遣要請
- 第2 自衛隊の判断による災害派遣
- 第3 自衛隊の活動範囲
- 第4 自衛隊との連絡
- 第5 自衛隊の受入
- 第6 自衛隊の撤収要請
- 第7 経費の負担

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

1 災害派遣要請要件の範囲

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事に自衛隊の派遣を要請する。

【災害派遣要件の範囲】

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

2 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊の「災害派遣要請依頼書」（様式1）により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

提出（連絡）先：茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

029-301-1111

029-301-2885（直通）

- (2) 市長は前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに知事に対してその旨を通知する。

自衛隊の連絡先

部隊等 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	施設学校長 〔勝田駐屯地司令〕 (ひたちなか市 勝倉 3 4 3 3)	警備課長	駐屯地当直司令	0 2 9 (2 7 4) 3 2 1 1 内線 時間内 2 3 0 2 3 4 時間外 3 0 2

第 2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第 3 自衛隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 自衛隊との連絡

市長及び知事は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は自衛隊（施設教導隊〔ひたちなか市〕）に通報するほか、必要な情報の交換をする。

第5 自衛隊の受入

1 体制整備の連絡

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、派遣部隊及び県との連絡にあたるため、必要に応じ県から職員を受け入れる。

2 受入側の活動

市長は、派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ 連絡職員を指名する。

ウ 派遣部隊の展開、宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

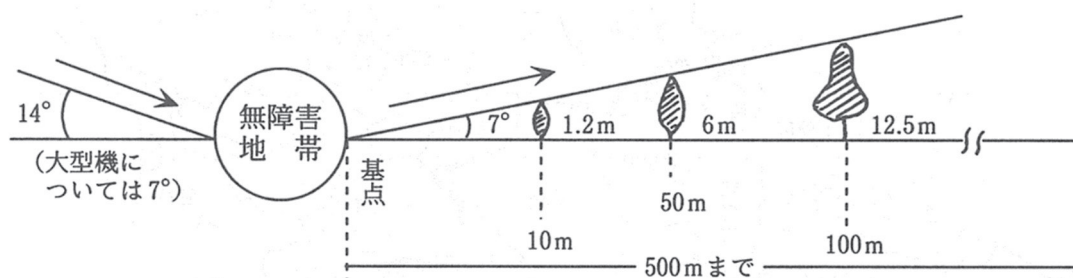
ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

3 ヘリコプターの受入

市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

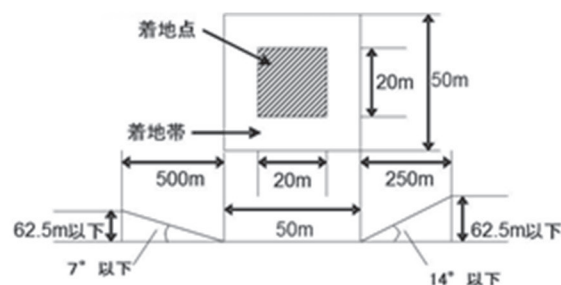
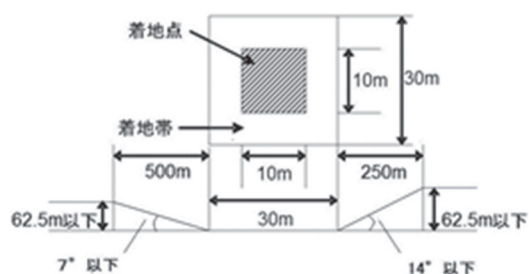
(1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



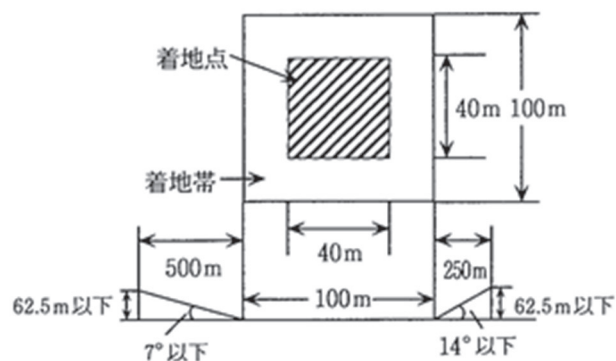
ア 離着地点及び無障害地帯の基準

(ア) 小型機（OH-6）の場合

(イ) 中型機（UH-1（1J）,
UH-60JA）の場合



(ロ) 大型機（CH-47）の場合



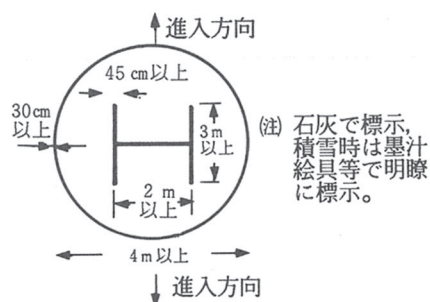
イ 離着地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

(2) 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘ

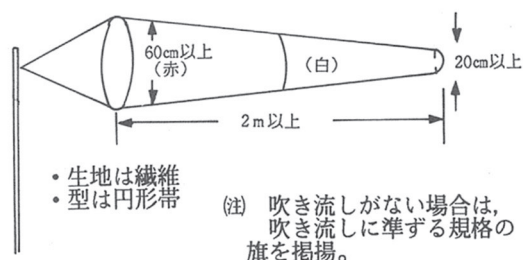
リポートの近くに上空から風向，風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

なお，夜間使用時においては，着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア H記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には，立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは，航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

(4) 水戸市災害用応急ヘリコプター発着場

市長が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は，下記ヘリコプター発着場一覧又は他の適切な箇所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。

また，離着陸の際には，土埃を防ぐため散水等を行うとともに，安全管理の徹底を図る。

ヘリコプター発着場

名 称	所 在 地	土地の状況	T E L
県立水戸第一高等学校運動場	三の丸3-10-1	土	029-224-2254
水戸市常澄運動場	大場町468-1	土	029-269-4779
県庁ヘリポート	笠原町978-6	コンクリート	029-301-2873
楮川浄水場北側空地	田野町1662-14	芝	029-229-7141
市立競技場補助競技場	小吹町2058-1	芝	029-241-8484
千波公園ふれあい広場	千波町532	芝	—
千波公園さくら広場	千波町553-1	芝	—
内原市民運動場	内原町1398-1	土	029-259-6889
内原ヘルスパーク多目的広場	内原町1384-2	芝	029-259-6889
中妻市民運動場	牛伏町114-2	土	029-259-6889
鯉淵市民運動場	鯉淵町4632-1	土	029-259-6889
水戸市役所本庁舎ヘリポート	中央1-4-1	コンクリート	029-224-1111

第 6 自衛隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、次に掲げる「部隊撤収要請依頼書」（様式 2）により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第 7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費，借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

水戸市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災 害 の 種 類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所 茨城県水戸市
- (4) 被 害 状 況
- (5) 要 請 する 理 由

2 派遣を希望する期間

自 令和 年 月 日（ ） 時 分
至 令和 年 月 日（ ） 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 茨城県水戸市
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

水戸市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請理由
- 2 撤収期日 令和 年 月 日（ ） 時 分
- 3 その他必要事項

第26節 応援要請・受入体制の確保計画

第1 応援要請の実施

第2 応援受入体制の確保

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

担当部	市長公室，市民協働部，消防局
担当班	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
関係資料	災害時における応援協定一覧

市は，市内に災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，締結した相互応援協定に基づき，迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに，受入体制の確保を図る。

第1 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長は，適切な災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは，「災害時等の相互応援に関する協定」等に基づき，他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援要請・職員派遣の斡旋

市長は，知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は，県に対し，次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし，緊急を要し，文書をもってすることができないときは，口頭又は電話等により要請し，事後速やかに文書を送付する。

【応援要請時に記載する事項】

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める理由
- (3) 応援を求める職種別人員，車両，資機材，物資等
- (4) 応援を求める場所
- (5) 応援を求める期間
- (6) その他応援に関し必要な事項

【職員派遣斡旋時に記載する事項】

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 国の機関に対する職員派遣の要請

市は，市域における災害応急対策又は災害復旧のため，必要があると認めるときは，指定地方行政機関の長に対し，次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

市は、国及び関係都道府県・市町村等と連絡を行う窓口を、防災・危機管理課におく。

3 受入施設の整備

市は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備する。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

4 海外からの支援の受入

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には、その円滑な受入に努める。

5 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料等
- (2) 応援のために要した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

(1) 県内の市町村間の要請

市は、消防機関の現有消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防

機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合
- イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防ぎょに有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

ア 事前計画の作成

市は、円滑な広域航空消防応援を受けるため、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するに当たって必要な事項をあらかじめ定めておく。

イ ヘリコプター活動体制の整備

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するとともに、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

(3) 「緊急消防援助隊」の要請

市長は、災害規模及び被害状況を考慮し、県内の消防力をもってしても、これに対処できないと判断した場合は、県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援が必要である旨の連絡をする。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接連絡し、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

2 応援受入体制の確保

(1) 応援受入窓口

市の応援受入窓口は、消防局（消防指揮本部）とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の整備

市は、人及び物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(3) 応援部隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、「茨城県消防広域応援基本計画」、「茨城県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、応援部隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ 部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

エ 消防活動資機材の調達・提供

オ 茨城県消防応援活動調整本部への要員派遣（県庁内設置）

カ 緊急消防援助隊指揮支援本部との連携及び連絡調整（本部長：指揮支援隊長）

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は，原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

第27節 農地農業計画

第1 農地

第2 農作物

担 当 部	産業経済部
担 当 班	農政班

第1 農地

- 1 河川等の氾濫により農地が冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者などと事前協議を行う。

- 2 農業用施設

- (1) 排水機

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。

被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により、冠水排除に努める。

- (2) 堤防

湖岸堤防、溜め池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

- (3) 農業用ため池

農業用ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

- (4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

- (5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は応急工事を行う。

第2 農作物

- 1 農作物の応急措置

- (1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、農業協同組合等を通じて搬出計画をたて、供給措置を行う。

2 家畜の応急措置

(1) 風害

- ア 被害畜舎の早期修理，復旧に努めること。
- イ 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- ウ 事故畜等の早期処理に努めること。

(2) 水害

- ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること。
- イ 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し，あわせて病症家畜に対する応急手当を受けること。
- エ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- オ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第28節 被災者支援計画

第1 被災者の把握

第2 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

担 当 部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，教育委員会
担 当 班	交通政策班，広報班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，福祉総務班，高齢福祉班，障害福祉班，児童福祉班，医療救護班，教育企画班，学校教育班

災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。

特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

第1 被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、各避難所等に窓口を設置し、被災者の氏名、自宅住所、性別及び年齢等を把握する。

2 被災者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市及び県は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係所属の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定める。

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

県は、市からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合は、

(1)に基づき調査を実施する。

(3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選

定について、県に対し調査結果を報告する。

県は、県が行った調査についての調査結果を統括し、関係部局に対し調査結果を報告する。

また、市が行う調査結果を把握しておく。

第2 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

災害発生後に不便で不安な生活を余儀なくされる、被災者にできるだけ早期の自立を促していくためには、きめ細やかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員及び市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国への連絡

3 総合窓口の設置

市は、各種の相談窓口を代表する「総合窓口」を速やかに設置し、県、防災関係機関及びその他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せ

に対して、適切な相談窓口を紹介するように努める。この総合窓口は、被災状況等に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

4 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、水戸市消費生活センターをはじめとする関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（消費者トラブル、物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校等）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（がれき、ごみ等）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明書、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談

5 被災者への情報伝達

市及び各機関は、被災者のニーズを十分把握し、災害の被害状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) F A Xの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、N T T、電器メーカー等の協力を得て、F A Xを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 広報紙の発行

様々な生活情報を集約した臨時の広報紙発行や、新聞紙面への掲載などにより、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) F Mラジオ等の活用

協定を締結している水戸コミュニティ放送や茨城放送等を活用し、生活情報を提供する。

第29節 災害ボランティア活動による支援計画

- 第1 ボランティアの分野
- 第2 ボランティアの活動内容
- 第3 ボランティア活動への支援
- 第4 ボランティアの自主性、自発性の尊重

担当部	市長公室，福祉部，保健医療部，建設部
担当班	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が市内で発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，市及び防災関係機関だけでは，十分に対応できないことが予想される。このため，市は，被災者の生活支援のため，ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

第1 ボランティアの分野

災害ボランティアは，個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち，「一般ボランティア」と「専門ボランティア」（医療・防疫，語学，アマチュア無線，建築物等の危険度判定等）については関係団体等がそれぞれ受入，紹介等に係る調整を行う。

また，災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し，災害ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

第2 ボランティアの活動内容

1 一般ボランティア

- (1) 避難所の運営
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 炊き出し，食事の提供
- (4) 要配慮者等の介助等
- (5) 災害情報の収集整理や提供
- (6) 清掃
- (7) 井戸水の汲み上げ作業
- (8) その他被災地における軽作業等

※関係機関等：福祉総務班，市社会福祉協議会，県社会福祉協議会等

2 専門ボランティア

- (1) 医療・防疫
 - ア 医療救護所での医療救護活動（医師・看護師等）

イ 調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師）

ウ 健康管理・栄養指導（保健師）

エ 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士）

※ 関係機関等：医療救護班，水戸市医師会，水戸歯科医師会，水戸薬剤師会等

(2) 語学

外国語の通訳・翻訳，情報提供

※ 関係機関等：企画班，市国際交流協会，県国際交流協会等

(3) 建築物等の危険度判定

ア 被災地における建物の危険度判定（応急危険度判定士）

イ 被災地における宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）

※ 関係機関等：建築指導班，（社）茨城県建築士会県央支部等

(4) 愛玩動物

ア 負傷した動物の治療及び保護（獣医師等）

イ 飼育困難となった動物の一時保管

※ 関係機関等：医療救護班，水戸市獣医師会

(5) その他

その他の専門的知識，技能を要する活動

第3 ボランティア活動への支援

1 災害時におけるボランティア活動への支援

市は，被災者に対する救援と被災地の復興・復旧が，ボランティア活動により円滑に進むよう，支援を行う。

(1) 被災状況，被災者の救援ニーズ等の情報提供

(2) ボランティアの活動内容・必要人員

(3) 活動拠点等の提供

(4) コピー，FAXなど通信装置等の提供

(5) その他ボランティア活動に必要な支援

2 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は，災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い，災害発生時には，市と連携しボランティアの派遣コーディネートを行う。

3 専門ボランティアとの協力体制

市は，災害時における専門ボランティア及び各関係機関等と平常時から連絡体制を構築するとともに，災害発生時には，情報を提供し円滑な活動が行えるよう支援に努める。

4 ボランティア保険の加入促進

市及び県は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4 ボランティアの自主性、自発性の尊重

災害ボランティアの自主性、自発性を尊重しつつ、関係機関等において活動環境の整備に努める。

1 ボランティア意識の醸成

ボランティア意識の普及を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要であるため、防災講習会等を積極的に行う。

2 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア組織がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図る。

3 ボランティア団体のネットワーク

県内及び市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

4 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民及び企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

第30節 上・下水道施設の応急復旧計画

第1 上水道施設の応急復旧

第2 下水道施設の応急復旧

担当部	市民協働部，生活環境部，建設部，水道部，下水道部
担当班	災害対策班，衛生事業班，建設計画班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班

第1 上水道施設の応急復旧

災害が発生した場合，水道施設の機能を維持するため，迅速かつ的確な応急対策を実施する。

また，応急対策の諸活動については，「水戸市水道災害（事故）対策マニュアル」のとおり対応する。

1 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は，被害状況を迅速に把握し，速やかに作業体制を確立する。

また，広域的な範囲で被害が発生し，本市のみでは作業が困難な場合は，県に対し協力を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は，次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際，医療施設，避難場所，福祉施設，老人施設等の施設については，優先的に作業を行う。

[応急復旧の行動指針]

- ・ 応急復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の手順及び方法を明らかにすること。
特に，応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ 応急復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際，被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 被災状況の調査，把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため，復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等，応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、那珂川の取水地点付近に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水管へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

2 応急復旧資機材の確保

市は、日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足した場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

3 市民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

4 協力要請

災害が発生し、本市のみで対応が困難な場合、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

また、市は、協定に基づき関係市町村及び事業所に協力を要請する。

第2 下水道施設の応急復旧

下水道施設の被害に対して、汚水、雨水の処理、排除に障害がないよう、万全を期するため、応急対策を実施する。

1 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

ア 下水管きよ

管きょ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管きょの設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

2 応急復旧資機材の確保

市は、日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り、応急復旧用資機材が不足した場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。

3 市民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第31節 義援物資供給計画

第1 情報の収集・発信

第2 物資の受入

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、各避難所等が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第1 情報の収集・発信

1 市の対応

- (1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に
対し、要請を行う。
- (2) 市は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、ホームページ等を通じて情報発信
する。

2 県の対応

- (1) 県は、ニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市へ
提供する。
- (2) 県は、ニーズ及び県・市の受入方針等を、ホームページ等を通じて情報発信する。

第2 物資の受入

1 市の受入体制

(1) 受入施設

市は、本庁舎や公設地方卸売市場等を活用し、物資の受入等を行う。

2 県の受入体制

(1) 受入施設

県は、県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

- (2) 県は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理
を行う。

- (3) 物資の管理は、災害時応援協定に基づき、茨城県トラック協会等物流事業者の資
機材や人材、ノウハウ等を活用し、的確に行う。

- (4) 物資の搬送は、災害時応援協定に基づき、茨城県トラック協会等に要請し、行う。

第32節 愛玩動物の保護計画

第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

担当部	市民協働部，保健医療部
担当班	災害対策班，医療救護班

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県と連携を図りながら、県獣医師会や水戸市獣医師会、動物愛護関係団体等との協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

市は、県と連携を図りながら、県獣医師会や水戸市獣医師会、動物愛護関係団体、ボランティア等と協働して、飼い主の発見、一時的な保護収容、愛玩動物保護施設の確保その他の被災地に残された愛玩動物や、負傷した愛玩動物の保護のために必要な支援に努める。

第2 避難所等における動物の適正飼養に係る措置

市は、避難所又は避難所に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県と連携を図りながら、県獣医師会や水戸市獣医師会、動物愛護関係団体、ボランティア等と協働して、愛玩動物の健康保持、動物由来感染症の発生予防その他の避難所等における動物の適正飼養のために必要な措置を講じる。

県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

また、飼い主は、平時から、愛玩動物との同行避難や避難所での適正飼養のため、ケージやキャリーバック、非常用の餌等の必要な物資を備える。

第33節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画

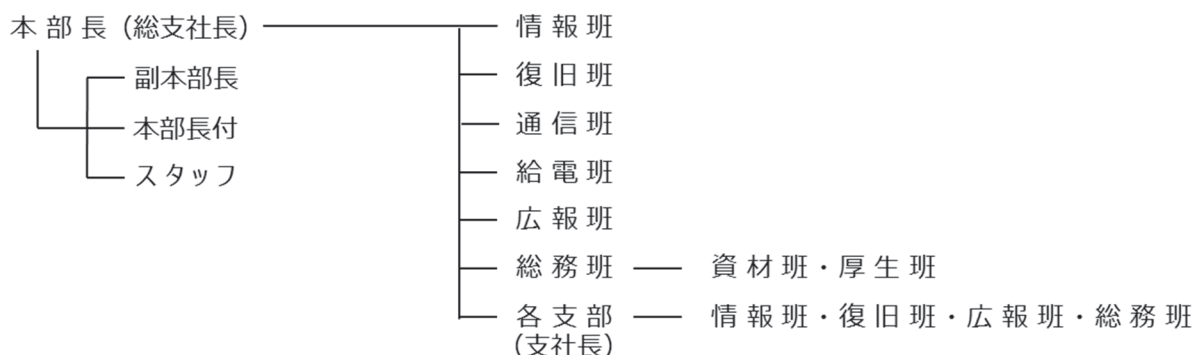
- 第1 非常災害対策の体制
- 第2 応急復旧の実施
- 第3 災害時における広報

管内において災害が発生した場合、電力施設の応急復旧等を東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下、「総支社」という。）が行う。

市は、応急復旧が必要な電力施設の情報提供、または電力復旧の支障となる道路啓開及び障害物の除去等、必要に応じて復旧について協力する。

第1 非常災害対策の体制

1 非常災害対策本部・支部の構成



2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢
第1 非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第2 非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
第3 非常態勢	○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

- 警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、非常態勢を発令する。
- 第1～第3 非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ、適用区分を決める。

3 組織の運営

総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき体制区分（第1～第3 非常態勢）を発令する。

第2 応急復旧の実施

1 災害時における基本方針

(1) 応急工事の基本方針

総支社は、災害に伴う応急工事については恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

2 災害時における復旧計画

(1) 総支社は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込

キ 宿泊施設、食料等の手配

ク その他必要な対策

3 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに連絡する。

ア 被害状況の把握において知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断等の情報及び人身災害の発生等の一般被害情報

イ 停電の発生状況や復旧見込等，停電に関する情報

第3 災害時における広報

1 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合，又は発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また，災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や電気火災等の2次災害を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 電柱の倒壊・折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，電線には絶対に触らないことに加え，速やかに通報すること。

イ 浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。

ウ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

エ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，総支社が広報車により停電地域へ直接周知を行うが，必要に応じて市所有の広報手段の活用について協力要請を行う。

第34節 東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画

- 第1 ガス停止時の代替措置
- 第2 応急復旧の実施
- 第3 災害時の活動体制
- 第4 災害時の広報

管内において災害が発生した場合に、ガス設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第1 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- 1 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- 2 一般需要家の代替熱源としてカセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

第2 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により、社会公共施設としての機能を維持する。

なお、被害が甚大で東部ガス株式会社及び協力会社の社員のみで復旧が困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会を通じて全国のガス事業者に応援を要請する。

1 応急対策

非常災害対策本部は、大規模災害発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集
- (2) ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- (3) 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- (4) その他、状況に応じた適切な措置

2 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- (1) 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- (2) 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- (3) 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- (4) その他、現場の状況により適切な措置

3 被害復旧活動資機材の備蓄

(1) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(2) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお、必要に応じて県内の他の事業所が被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

第3 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を支社内に編成し対応する。

これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

第4 災害時の広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて広報車による広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに広範囲の広報が必要な場合には、テレビ、ラジオ等の報道機関にも協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、供給状況、災害復旧の現状と見直しについて逐一報告、連絡を行う。

第35節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画

- 第1 電話停電時の応急措置
- 第2 災害時等応急復旧の実施
- 第3 復旧を優先する電気通信サービス
- 第4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第1 電話停止時の代替措置

- 1 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成，中継順路の変更等そ通確保の措置，及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

- 2 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され，災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

- 3 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は，重要通信を確保するため，通話の利用制限等の措置を行う。

- 4 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら，家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

第2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し，災害等の状況，電気通信設備の被害状況に応じ，次の各号に示す復旧順位を参考とし，適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛期間，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位，第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関，内閣府，防衛省，主要自治体本庁等）については，最優先での対応に努める。

第3 復旧を優先する電気通信サービス

- 1 電話サービス（固定系・移動系）
- 2 総合デジタル通信サービス
- 3 専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含む）
- 4 パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- 5 衛星電話サービス

第4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	復旧第一順位及び第二順位機関が利用する復旧優先サービスの復旧の他，避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取り付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等，重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては，24時間以内，その他サービス及び重要加入者については，3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに，住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐一行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内（※）を目標とする。

※ 激甚な災害等発生時は，被災状況により最大1ヵ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で，約2週間，東日本大震災の場合で約1ヵ月）も想定されるが，応急復旧期間の短縮に最大限努める。

第36節 株式会社N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画

第 1 組織及び役割

管内において災害が発生した場合、電気通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第 1 組織及び役割

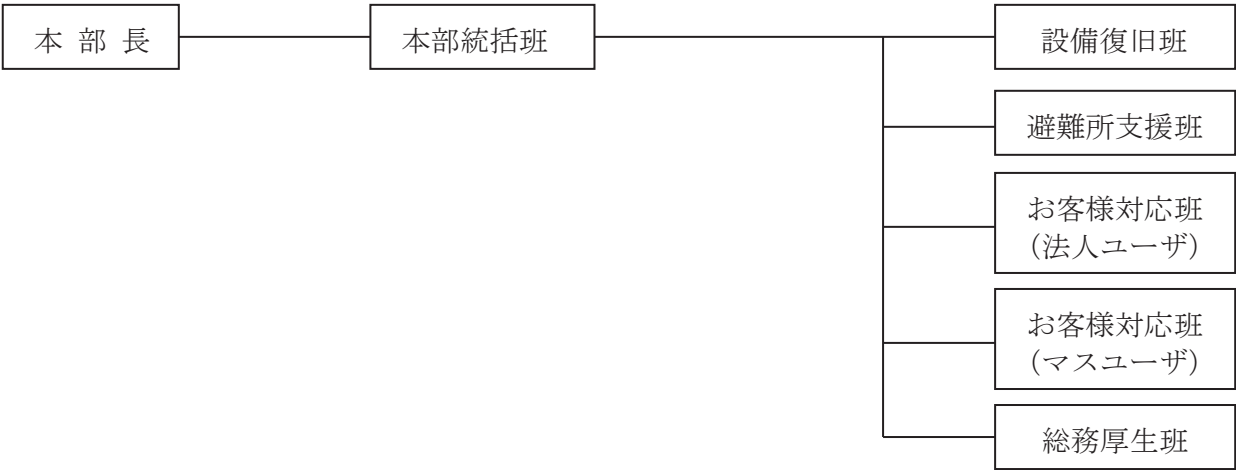
1 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所等へ携帯電話の貸出し及び無料充電サービスの実施に努める。

2 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し該当設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3 株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



4 各班の役割

班	業務内容
本部長	・本部の業務を統括，本部員の指揮統括に関すること。
本部統括班	・県，市町村災害対策本部との情報連絡に関すること。 ・被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること。
設備復旧班	・通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること。 ・移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること。
避難所支援班	・避難所等での避難者支援に関すること。
お客様対応班 (法人ユーザ)	・法人ユーザ，自治体等の対応に関すること。
お客様対応班 (マスユーザ)	・ドコモショップ等お客様窓口の被災状況及び運営状況の把握等に関すること。 ・臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。
総務厚生班	・通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること。 ・復旧活動の後方支援（食料，宿泊施設，衛生，救護等）に関すること。